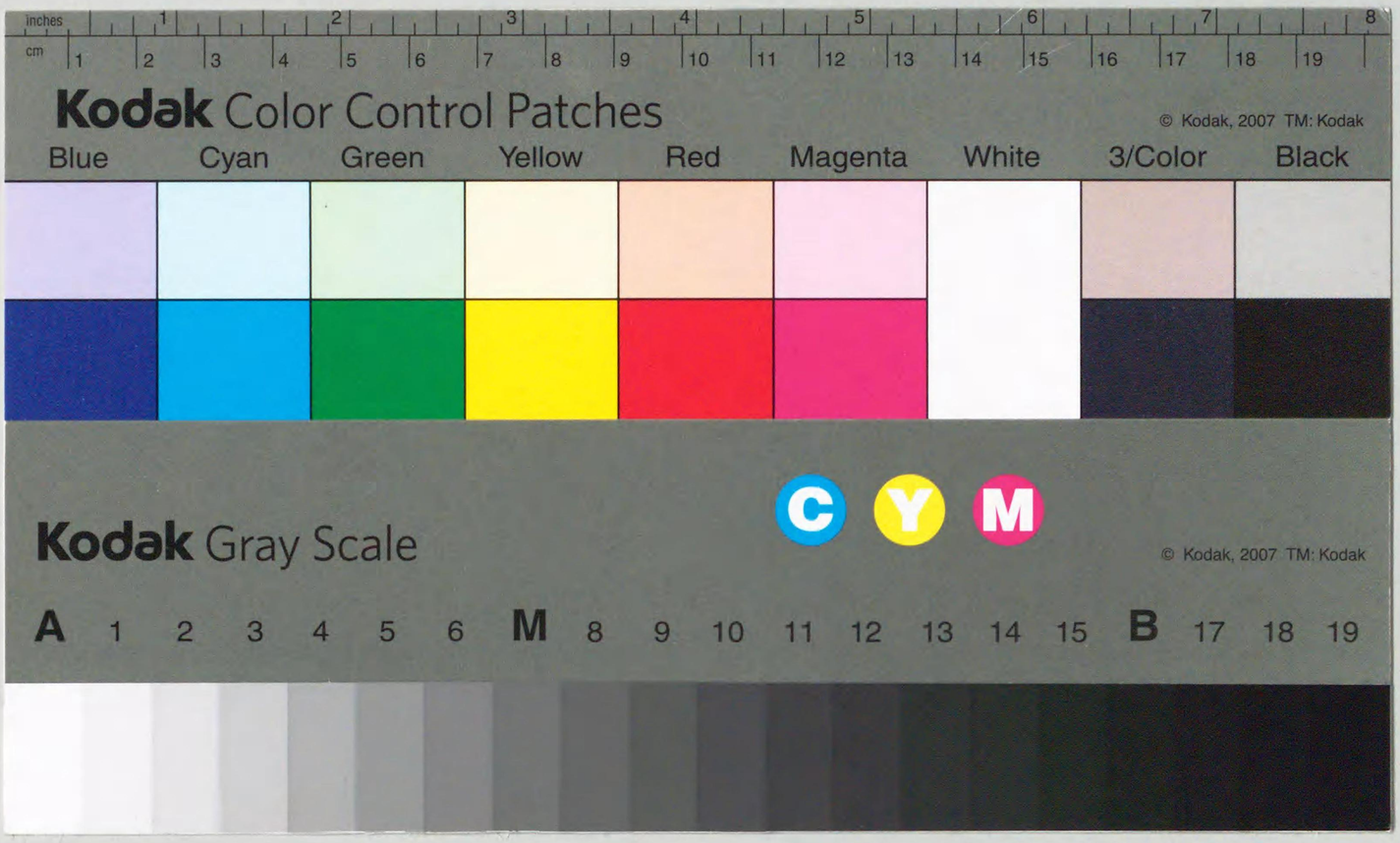
inches
cm
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue
Cyan
Green
Yellow
Red
Magenta
White
3/Color
Black
Kodak Gray Scale
C
Y
M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

EG77
110

F12W-4

關東地方震災救援誌

EG77
110

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ラサランコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ幸ヒニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ賴リ世界空前ノ大戰ニ處シ尚克ク小康ヲ保ツヲ得タリ奚ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎燄天ニ沖リ京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關杜絶シ爲ニ流言蜚語盛ニ傳ハリ人心洶々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較レハ寧ロ凄愴ナルヲ想知セシム

朕深ク自ラ戒愼シテ已マサルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ其レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス

77W03690

緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若クハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆
災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ人心動搖シテ底止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ
憂惕シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救濟ノ途ヲ講セシメ且ツ焦眉ノ急ヲ拯フヲ以
テ惠撫慈養ノ實ヲ擧ケムト欲ス
抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ
民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其舊形ヲ留メスト雖
依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復
スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラ
ス
惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ
之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調
査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌
畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス
在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心
ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基
ヲ固ムヘシ
朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ邺民ノ心愈々切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ
克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

內閣總理大臣

各省大臣

攝政宮御沙汰　九月三日

今回稀有ノ大地震東京及近縣ヲ襲ヒ之ニ加フルニ大火ヲ以テシテ其ノ慘害甚タ大ナルハ實ニ國家生民ノ不幸ナリ予ハ其ノ實況ヲ見聞シテ日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ對シテハ心深ク之ヲ傷ム茲ニ內帑ヲ頒チテ其ノ苦痛ノ情ヲ慰メムト欲ス官民其レ協力シテ適宜應急ノ處置ヲ爲シ以テ遺憾ナキヲ期セヨ

内閣告諭第一號

東京及近縣ニ亘レル今次ノ震災ハ件フニ大火災ヲ以テシ慘害ノ甚シキ言語ニ絶シ日常ノ設備蕩然一空ニ歸シ焦眉ノ措置最モ急ヲ要ス

政府ハ先ツ秩序ヲ保チ安定ヲ得シムルニ勉メ食糧物資ノ補給建築材料ノ準備其ノ他應急百般ノ施設ヲ爲スニ於テ最善ノ努力ヲ竭クシツヽアリ　攝政殿下深ク御憂慮アラセラレ親シク優渥ナル　御沙汰ヲ賜ヒ内帑ノ資ヲ發セラルヽ旨ヲ傳ヘラレ適宜應急ノ處置ヲ爲シ遺憾ナキヲ望マセラル生民ノ休戚ニ就キ　御軫念アラセラルヽノ深キ同胞ト倶ニ本大臣ノ恐懼感激ニ勝ヘサル所ナリ

茲ニ聖旨ヲ奉シテ應急ノ處置ヲ執リ復舊ヲ圖ルハ政府ノ全力ヲ擧ケテ事ニ從フ所ナルモ亦擧國一致ノ奮起協力ニ待ツコト切ナリ

冀クハ罹災者ハ固ヨリ一般ノ國民皆能ク聖旨ノ渥キヲ奉體シ官民戮力以テ仁慈ナル御沙汰ノ貫徹ヲ期シ各自相激勵シテ適應ノ處置ヲ誤ラス此ノ異常ノ災害ニ對シテ絶大ノ努力ヲ致サレムコトヲ

是レ本大臣ノ切望ニ堪ヘサル所ナリ

大正十二年九月四日

内閣總理大臣　伯爵　山本權兵衛

序

大震坤軸を撼かし、烈風猛火を煽り、一瞬にして帝都を灰燼に歸し、横濱を焦土と化し、關東各地を破壞して凄慘を極めたるは、實に昨秋九月一日の大震災なりとす、人畜殪れて算なく、啾々として夜鬼哭し、財貨幾十億、空しく一片の煙となる、維新以來半世紀を費して、築成せる文明的都市も、其莊麗なる姿を沒して、慘憺たる殘骸を曠野に晒らすに至る、此の如き激變は、獨り日本全國民の脅威なりしのみならず、世界史上に於て、稀に見るところの一大記錄なりしなり、當時無線電信に依りて急報に接し、飛行機に依りて詳報を得るや、我が大阪府は時を移さず、臨機の策を講じ、直ちに救援の方針を立て、遽かに船を艤して食糧物資の輸送を爲し、繼いで救護班の派遣を急き、海に陸に避難者の來着を迎へ、救護所を設けて衣食を給し、或は之を故郷に送り、或は之に職業を授け、咄嗟の際に處して隣保共助の實を擧げ、人類情操の美を露はせり、思ふに府民の意氣翁然として振ひ、寄附金額六百

九月二日陸軍の命を齎し大阪へ來た波多野中尉

萬圓を超へ、物品數十萬點を算し、能く同胞の急に對して、最善を盡し、殆ど其寢食を忘るるに至れり、此間に在りて、訓練せられたる各種團体が、互に連絡を取り、周到なる生平の用意により、私を忘れて公に奉じたるの美績に至りては、枚擧に遑あらず、又關西聯合府縣の事業として、物資の調達輸送を爲し、東京横濱に「バラック」の建設寄贈、横濱假病院の經營等、本府率先して其の任に當れるが如き、其の成績錄すべきもの甚多し。

首を回らせば倏忽年一周し去り、京濱の地も稍復興せるを見る、余去歲九月下旬、土岐嘉平氏の後を繼ぎて本府に知事となり、專ら善後の策を講ず、今當時を追想して感禁ずる能はざるものあり、本誌其詳細を錄し、他日の參考に供せんとす、觀者幸に此試錬的敎訓を以て鑑戒となし、天意を解し、人事を知り、將來省慮の資料となすを得ば、庶幾くば本府編纂の目的を達するを得ん乎。

大正十三年十二月

知事　中川望

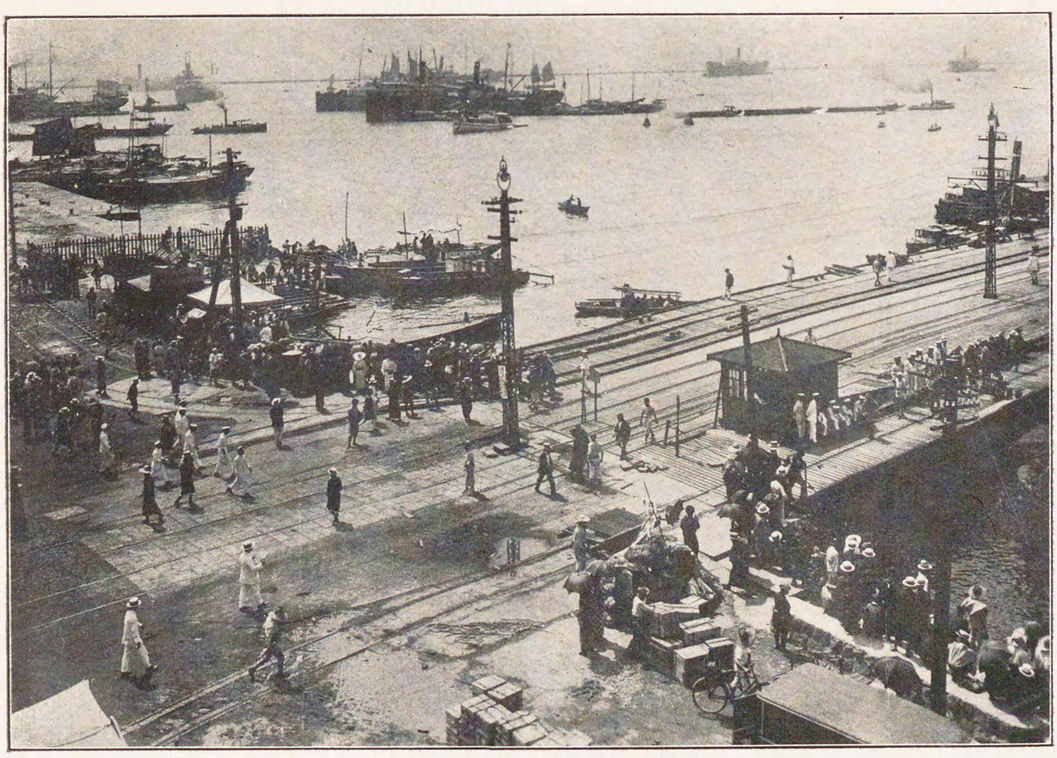

九月六日の大阪築港

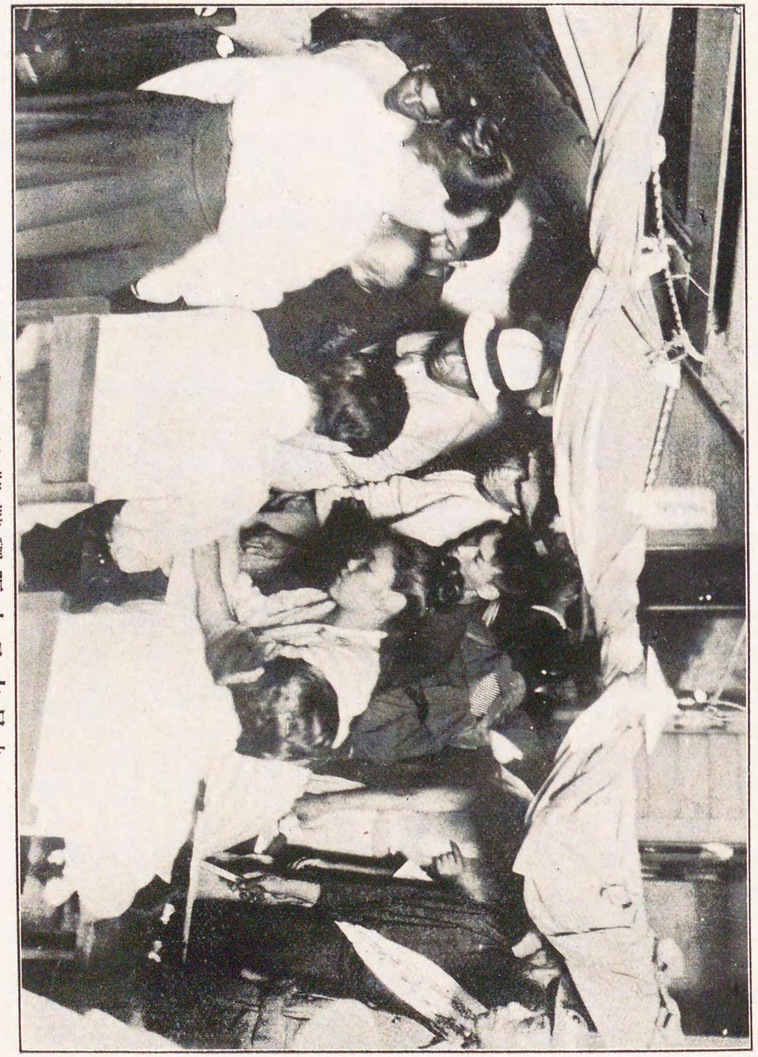

談相事人民難避驛阪大日六月九

九月六日朝梅田に着た避難者

九月六日北野不動寺に於ける避難民

九月七日築港に上陸する避難民

九月九日愛國婦人會の活動

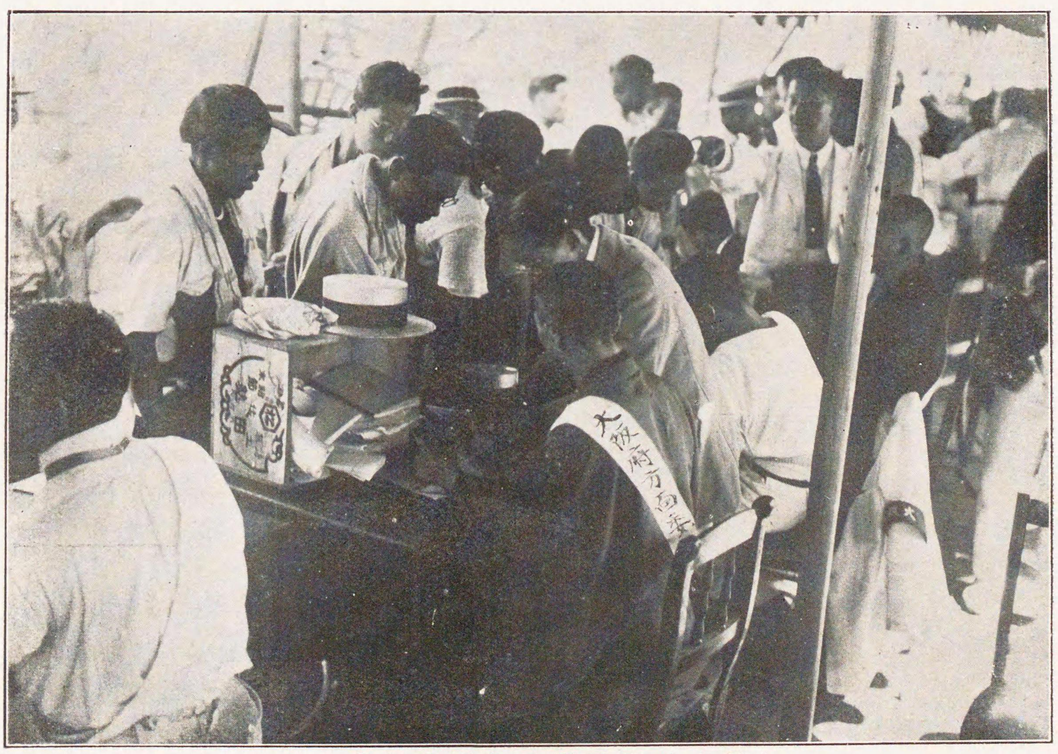

九月十日梅田驛で證明書を貰ふ人

九月十一日築港に於ける婦人聯合會の活動

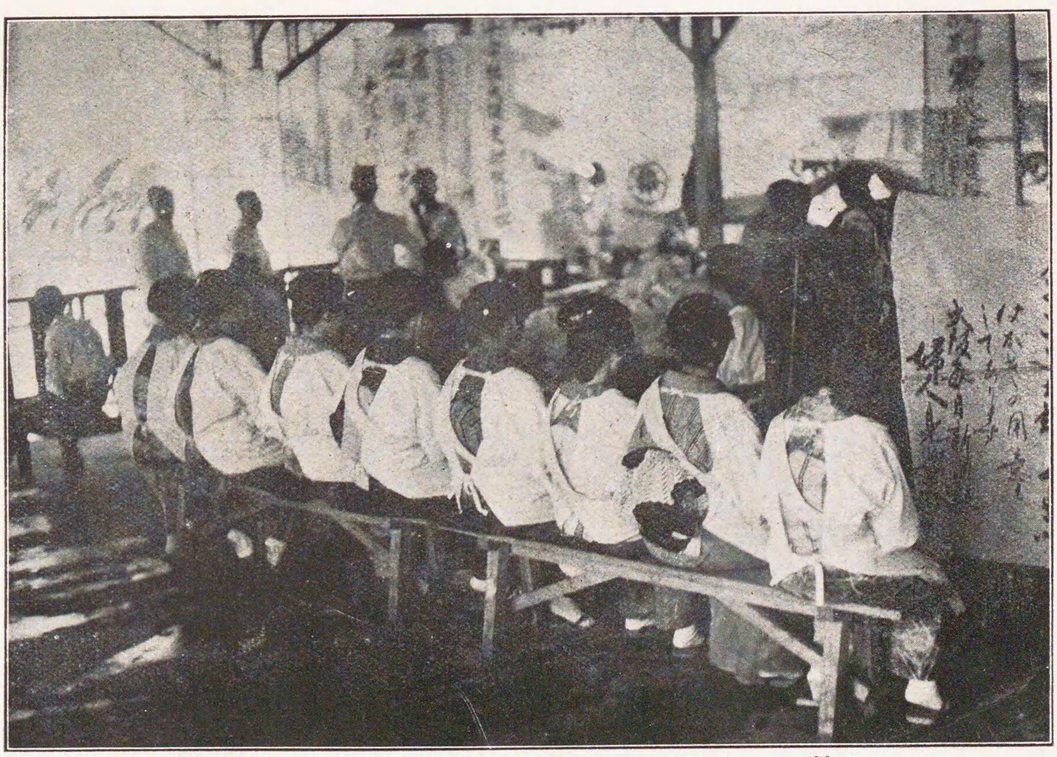

九月十一日天王寺驛西本願寺忠信婦人會の活動

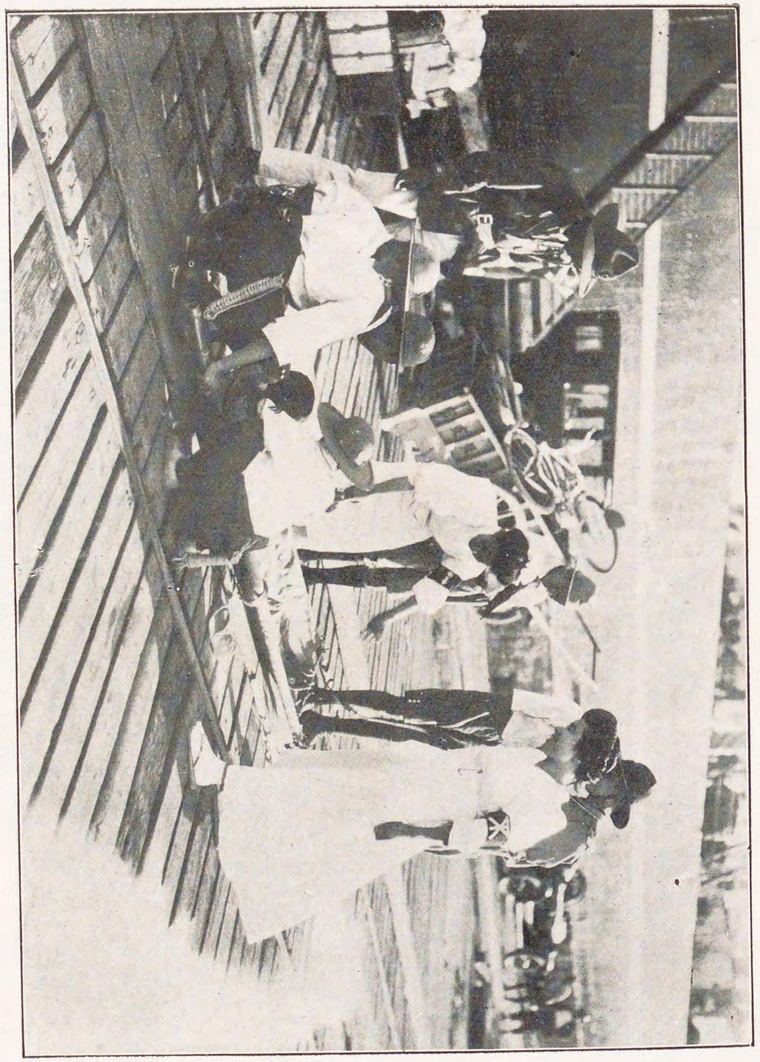

動活の軍勇義て於に港築日二十月九

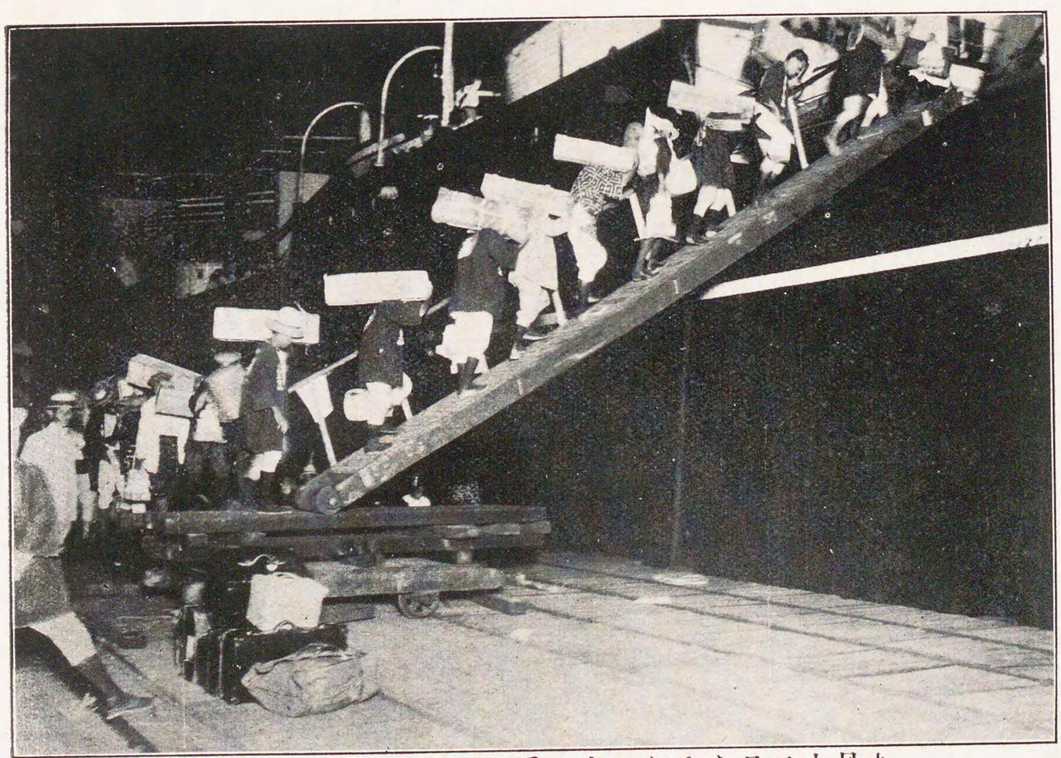

九月十二日あるたいに丸に乗組み東京に行く大工連

九月十二日大阪驛避難民

九月十三日梅田停車場から青年團に引卒されて梅田女學校に行く避難民

（て於に所役市）籍書用校學小るれら贈に地災震東關日六月十

元梅田高等女學校罹災避難者收容所の炊事場

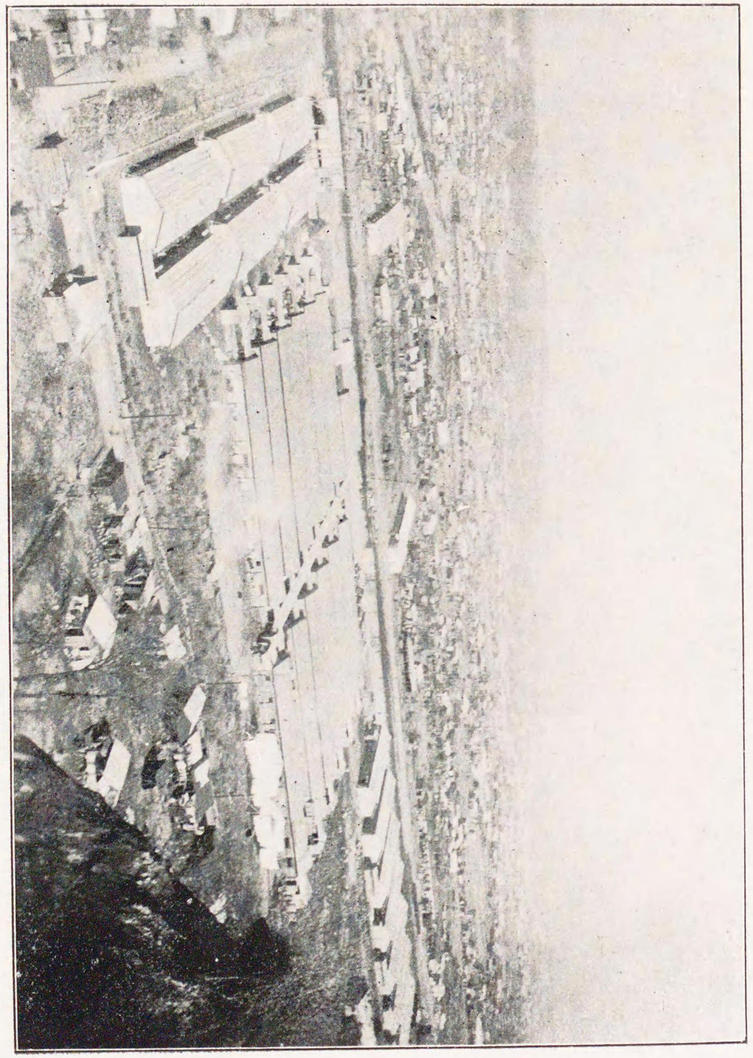

景全院病假濱横合聯縣六府一外府阪大

大阪府外一府六縣聯合橫濱假病院前面の景

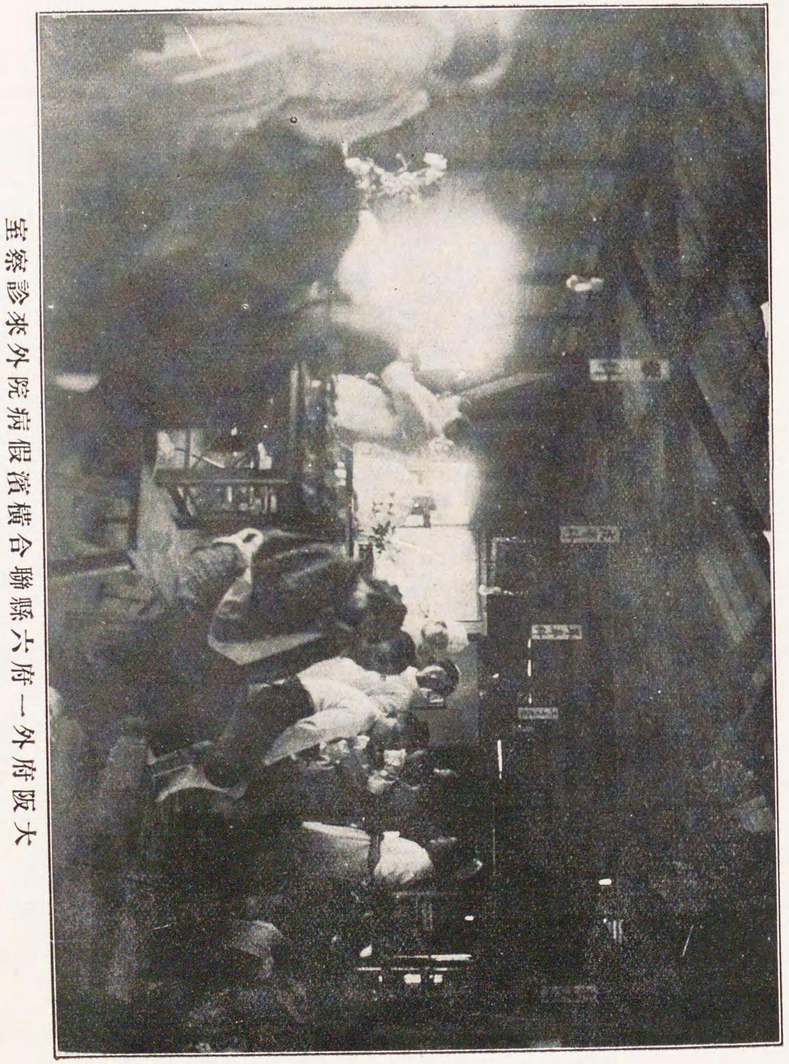

室察診來外院病假濱橫合聯縣六府一外府阪大

大阪府外一府六縣聯合橫濱假病院第三病舍

大阪府外一府六縣聯合橫濱假病院へ派遣の大阪班歸阪の爲の出發

關東震災救援誌

緒言

第一篇　大阪府の施設……一

第一章　救援に關する應急施設……一

第二章　大阪府臨時震災救護機關の設置……三

第三章　救援費支出……四

第四章　通信連絡……九

第五章　物資調達……九

一、概說……一〇

二、買付總務係……一二

三、工產物の調達……一四

四、農林產物の調達……一六

五、食糧品の調達……一七

府自發の購入物資表……一七

臨時震災救護事務局の購入物資表……二二三
内務省の購入物資表……二二六
警視廳の購入物資表……二三〇
陸軍省の購入物資表……二三一
大藏省の購入物資表……二三二
横須賀鎭守府の購入物資表……二三二
神奈川縣の購入物資表……二三三
小菅刑務所の購入物資表……二三四
横濱市の購入物資表……二三四
横須賀市の購入物資表……二三五
千葉縣安房郡の購入物資表……二三五
靜岡縣熱海町の購入物資表……二三六
神奈川縣葉山村の購入物資表……二三七
第六章　物資輸送……二三九
第一節　概說……二三九
第二節　輸送部の設置……四〇
一、輸送本部……四一
二、輸送部出張所……四二
三、輸送船舶……四三
(イ)傭船……四四
(ロ)軍艦……四五
(ハ)依託船舶……四五
(ニ)運送契約船……四六
第三節　輸送事務……四六
一、政府米の輸送……四七
(イ)住友倉庫……五一
(ロ)東神倉庫……五一
(ハ)三菱倉庫……五一
(ニ)杉村倉庫及浪華倉庫……五一
(ホ)農商務省糧食局米輸送倉庫別數量表……五二
二、當府の取扱に係る救護物資の輸送……五四
三、傭船其の他の契約……八七
(イ)傭船契約……八七
(ロ)運送契約……九七

（八）解船及仲仕傭入契約……一〇一
四、依託救援物資の輸送……一〇四
同　輸　送　表……一〇五
五、人員の輸送……一一一
各艦船乘船人員調……一一二
六、輸送餘記……一一三
第七章　義捐金品の募集……一一六
第一節　義　捐　金……一一六
一、義捐金の募集……一一六
義捐金應募一覽表……一二〇
義捐金取扱處別表……一二四
一萬圓以上寄贈者一覽表……一二四
第二節　義　捐　品……一三一
一、罹災避難者の慰問品募集……一三一
二、冬着寢具の再募集……一三二
寄贈品受入及配布一覽表……一三五
第二回寄贈品取扱表……一四一

三、學用品の募集……一四三
府教育會募集物品一覽表……一四五
第八章　小學校兒童用机、腰掛の寄贈……一四六
第一節　東京市へ寄贈……一四六
第二節　横濱市へ寄贈……一四九
第九章　救援隊の派遣……一五一
第一節　救　護　班……一五一
一、救護班の組織……一五一
二、當府派遣の救護班……一五一
（イ）第一班（日本赤十字社大阪支部病院組織）……一五一
（ロ）第二班（同　上）……一五四
（ハ）第三班（恩賜財團濟生會大阪支部病院組織）……一五五
（ニ）第四、五班（大阪醫科大學組織）……一五八
（ホ）第六班（府衞生課組織）……一六一
（ヘ）第七班（日本赤十字社大阪支部病院組織）……一六三
（ト）第八班（同　上）……一六四
（チ）第九班（同　上）……一六六

（リ）第十班（同上）……一六八
三、大阪市醫師會救護班……一七一
四、大阪回生病院救護班……一七三
五、大阪府醫師會救護班……一七四
六、大阪毎日新聞慈善團救護班……一七七
七、日本藥劑師會大阪支部救護班……一八三
八、大阪府市醫師會聯合救護班……一八三
第二節　警察官の派遣……一八六
一、派遣の經過……一八六
二、應援隊の活動……一八七
三、應援隊の生活……一八八
四、殉職警察官……一九〇
五、應援隊犯罪檢擧成績……一九〇
一、救護の狀況……一九一
第一節　避難者救護部の設置……一九一
第一節　避難者救護部規程……一九二
避難者救護部規程……一九三

第十章　避難者の救護

二、避難者救護方針統一協議會……一九四
三、知事の感謝狀……一九九
四、各驛の救護人員一覽表……二〇二
五、各收容所收容人員一覽表……二〇二
（イ）元梅田高等女學校……二〇二
（ロ）春日出青年會館……二〇五
（ハ）不動寺……二〇五
（ニ）太融寺……二〇六
（ホ）朝日山部屋……二〇七
（ヘ）大阪相撲協會……二〇九
（ト）西福寺……二一〇
（チ）鰻谷住友邸收容所……二一〇
（リ）鴻池家瓦屋町別邸……二一一
（ヌ）愛國婦人會大阪支部……二一二
（ル）大阪婦人ホーム……二一四
（オ）大阪養老院……二一七
（ワ）罹災收容者退出一覽表……二二〇

第二節　救　　療……二一一
一、避難者救療狀況……二一一
二、大阪醫科大學病院……二一二
三、日本赤十字社大阪支部病院……二一二
四、恩賜財團濟生會大阪府病院……二一四
五、大阪府衞生會……二一五
六、日本藥劑師會大阪支部……二一七
七、大阪市齒科醫師會……二一九
八、大阪府看護婦會……二二〇
第三節　避難者收容所に對する衞生施設……二二一
　罹災者收容所視察成績表……二二一
第四節　罹災避難者の職業紹介……二二四
　罹災避難者求職取扱表……二二四
第五節　各方面よりの感謝狀……二三八
第六節　朝鮮人の保護……二五二
第七節　避難外國人の慰問……二五二
第八節　避難露國人の保護……二五三

第十一章　各種團体の活動……二五四

第九節　外國人の感謝狀……二五四
第一節　新　聞　社……二五六
一、大阪朝日新聞社　大阪毎日新聞社　聯合震災義捐金募集……二五六
二、大阪朝報社の義捐金品募集……二五九
第二節　大阪府方面委員……二六〇
第三節　大阪社會事業協會……二六二
第四節　在鄉軍人會及各種團體……二六三
第五節　青　年　團……二七〇
第六節　各種學校……二九六
第七節　婦人團體……三四九
一、關西婦人聯合會……三四九
二、愛國婦人會大阪支部……三五二
三、大阪婦人ホーム……三五三
四、大阪毎日新聞婦人社會見學團……三五五
五、大阪篤志看護婦人會支會……三五五
六、大阪市聯合婦人會……三五六

七、其の他の婦人會……三五六
第十二章　大阪府臨時震災救護出張所の設置……三六四
第一節　東京市芝浦出張所……三六四
第二節　横濱市出張所……三八七
第十三章　震災に關する警備及防疫……三九〇
第一節　入京者制限……三九〇
第二節　流言浮説取締……三九五
第三節　暴利取締……三九七
第四節　其の他の警備……四〇一
一、火藥庫……四〇四
二、上水道……四〇五
三、石油貯藏庫及危險物……四〇五
四、發電所及變電所……四〇七
五、米倉庫……四〇八
第五節　防疫施設……四一〇
第十四章　震災に對する經濟的施設……四一二

第一節　取引所に對する警告……四一二
第二節　同業組合に對する警告……四一二
第三節　金融圓滑に關する措置……四一三
第四節　符號電報に關する申請……四一三
第五節　奉仕的物資供給計劃……四一三
第六節　臨時大阪商品取引案内部の新設……四一四
一、趣旨……四一四
二、取扱事項……四一五
三、宣傳……四一五
（イ）內國……四一六
（ロ）外國……四一六
四、利用の狀況……四一六
（イ）商品別依頼件數……四一七
（ロ）地方別依頼件數……四一九
第十五章　府救援費及義捐金の決算……四二〇
第一節　府救援費……四二〇
第二節　義捐金……四二一

第一篇　關西聯合府縣の施設……四二五
第一章　關西府縣聯合震災救護事務所の設置……四二五
第一節　設置の經過……四二五
第二節　事務章程の制定……四二六
第三節　聯合府縣の加入脫退……四二八
聯合府縣加入脫退一覽表……四二八
第二章　聯合事務所出張所の設置……四二九
第一節　東京出張所……四二九
第二節　横濱出張所……四三〇
第三章　物資の調達及輸送……四三一
第一節　物資調達……四三一
第二節　物資輸送……四三二
第四章　罹災者の救護……四四五
第一節　概況……四四五
第二節　「バラック」の寄贈……四四六
一、豫算及設計……四四六
二、工事契約及材料加工……四五〇
三、船舶積込及輸送……四五一
四、工事の實施及引渡……四五三
五、寄贈後の狀況……四五六
第三節　大阪府外一府六縣聯合横濱……六四〇
假病院の建設……四六〇
一、豫算及設計……四六〇
二、船舶積込及輸送……四六三
三、工事の實施……四六三
四、開院及職員の組織……四六四
五、開院後の狀況……四七四
六、開院及病院の寄贈……五二九
第五章　事務の終了及決算……五三六
第一節　事務の終了(解散)……五三六
第二節　經費決算
震災救護關西府縣聯合事務所收入支出決算書……五三六

第三篇　大阪市其の他の施設

第一章　大阪市……五四三

一、總　說（發端と事務組織）……五四三
二、市會の熱誠と市民の同情……五四四
(一)會議と議員の慰問……五四四
(二)市民の義捐金品と其處分……五四五
(三)第一次募集義捐金品成績……五四六
(四)第二次募集寄贈衣類成績……五四六
(五)各種團体及學校の義捐と活動……五四七
(イ)協和聯合會加盟團体……五四七
(ロ)青　年　團……五四八
(ハ)婦　人　聯　合　會……五四八
(ニ)大阪市學校醫會……五四九
(ホ)學校兒童及生徒……五四九
(ヘ)列　國　の　同　情……五五〇
三、罹災地との聯絡及罹災地に於ける活動……五五〇

(一)吏員派遣の狀況……五五一
(二)事務所設置と吏員の活動……五五三
(三)救護班の活動……五五四
四、貨物輸送の狀況……五五七
(一)輸送貨物の種類……五五七
(二)貨物輸送の方法……五五七
(イ)貨車にて輸送したる貨物調……五五八
(ロ)艦船にて輸送したる貨物調……五六〇
(ハ)寄附金に依る藥品及治療材料輸送調……五六六
(ニ)寄附金に依る學用品及教授用具輸送調……五六七
五、避難者慰安及救護の狀況……五六八
(一)臨時慰安及救護施設……五六八
(二)各種社會施設の活動……五七一
(イ)職　業　紹　介　所……五七一
(ロ)少年職業相談所……五七一
(ハ)產院及乳兒院……五七二
(ニ)貸家貸間紹介及共同宿泊所……五七二

(三)教育方面の對策……五八六
(四)公設市場に對する救援……五八七
六、罹災避難者の調査……五九〇
七、經費の一班……五九一
第二章　堺市
一、緊急措置……五九六
二、慘害公報……五九六
三、慰問使出發……五九七
四、臨時救援部設置……五九七
五、物資輸送……五九七
六、義捐金品の募集……五九八
七、市救援費追加支出……六〇〇
八、避難者救護……六〇一
九、避難者の待遇……六〇二
十、同業組合並一般商人に對する注意……六〇二
十一、入京者制限……六〇二
十二、小學兒童の學用品寄贈……六〇三

十三、青年團並婦人會及各種組合團體の活動……六〇三
十四、救援費及義捐金の決算……六〇五
一　救援費……六〇五
二　義捐金……六〇六
第三章　岸和田市
一、緊急措置……六〇六
二、臨時救援部の設置……六〇六
三、義捐金品の募集……六〇七
四、物資輸送……六〇八
五、市救援費支出……六一〇
六、慰問……六一〇
七、罹災避難者の救護……六一〇
八、各種團体の活動……六一〇
(イ)岸和田市內小學校……六一一
(ロ)岸和田市聯合青年團……六一一
(ハ)帝國在鄉軍人會岸和田市分會……六一一
(ニ)婦人團體……六一一

第四章　郡　部……六一八
○義捐金品一覽表……六一八
一、西成郡……六一八
二、東成郡……六二〇
三、三島郡……六二二
四、豊能郡……六二五
五、泉南郡……六二八
六、泉北郡……六三一
七、南河内郡……六三五
八、中河内郡……六三六
九、北河内郡……六三八

第四篇　雜　錄……六四三

第一章　震災の府下經濟界に及ぼせる影響……六四三
第一節　金融界に及ぼせる影響……六四三
第二節　三取引所に及ぼせる影響……六四六
第三節　市内五大倉庫貨物に及ぼせる影響……六四九

第四節　商品界に及ぼせる影響……六五六
第二章　震災の大阪市に及ぼせる社會的影響……六七一
學童の感想、震災と學校、犯罪の增加、節約と流行、婦人の職業熱、物價と賞與、出版界の活況、藝術中心の移動
第三章　救援に關する美談と逸話……七〇三
第四章　震災避難者調査……七一八
第五章　震災建物被害狀況調査報告……七二五
第六章　震災救援事務從事者氏名表……七三一

緒言

大正十二年九月一日突如として、關東地方を襲ひし大震火災は。半世紀を費して建設したる、帝都其の他の文明的施設を一朝にして潰滅せしめ。幾十萬の死傷者を出し、幾十億の財産を灰燼に歸せしめたる、我國未曾有の大慘禍にして。之が救濟と復興とは、我國民共同の責任として、官民上下を問はず、擧つて全力を傾注すべきは、言ふを俟たざる所。殊に吾が大阪の如き、偉大なる財力と、豐富なる物資の供給力とを有する地に在りては、其の使命も一層重且つ大なるものなくんばあらず。即ち當府は機を失せず迅速救援に着手し、食糧其の他物資の調達及輸送に、救護班の派遣に、避難者の救護に、晝夜兼行最善を盡すと共に。一面寄附金品の募集を發表するや、忽にして應募者殺到し。金額六百餘萬圓の多額を算し、物品の寄贈も又數十萬點に達し。一般の同情の如何に深甚なるやを想はしむるものあり。更に此の間にありて方面委員、社會事業團体、青年團、在鄉軍人會、婦人團体等が、或は金品の募

集に、又は避難者の慰藉救護に殆んど寢食を忘れて熱中奔走せし狀態は、洵に同胞相愛共助の眞情を遺憾なく發揮せしものにして。當時を追懷すれば、會心の念自ら禁ずる能はざるものあり。而して此の未曾有の大震火災に對しては。當府も亦空前の大規模を以て之が救援に當りし而已ならず。別に關西府縣に慫慂して、聯合救援機關を組織し。東京横濱兩市に「バラック」を寄贈して罹災者の爲めに住宅を供給し。横濱市に假病院を建設經營して、傷病者を救療せし等施設せし所頗る多きを以て。茲に此等の狀況を敍述し、他日の參考に資せむが爲め、本誌を編纂するに至れり。唯材料の蒐集洽からざるを慮るゝも、大體を盡すに於て多く遺憾なきを信ず。

第一篇　大阪府の施設

第一章　救援に關する應急施設

九月一日午後十一時三十分神奈川縣警察部長より、當府知事宛「本日正午大地震起リ引續キ大火災トナリ全市火ノ海ト化シ死傷者何萬ナルヲ知ラズ交通、通信機關不通、水、食料ナシ至急救援ヲ乞フ」旨の無線電信當府警察部に到着す。事態容易ならざるを以て、直ちに知事及各部長、各課長に電話を以て急報し。警察部長以下各課長悉く參集して、水上警察署に命じ、九月二日中東京地方面に出帆すべき汽船を調査せしめ。一面郵船、商船、尼ヶ崎等の汽船業者の來廳を求め、救援事業に當るべきを懇談し。不取敢大阪商船會社より、扇海丸、ジカゴ丸を臨時回航せしむることゝし、第一次救援物資輸送に要する船腹の準備を爲せり。次で午前六時、知事、内務部長、産業部長の登廳あり、警察部長と共に救援方法を凝議し、臨時震災救援機關を府廳内に設置し、各部の分掌を定め夫々活動を開始せり。

第二章　臨時震災救護機關の設置

一、各部の分掌事項

一、物資の購入調達に關する事項　　産業部

一、輸送並現場配給及救護に關する事項　　内務部

一、通信連絡交通に關する事項　　警察部

二、救援事務分掌内容

大阪府臨時震災救護機關

庶務部
- 寄贈品係
- 義捐金係
- 庶務係

通信部
- 書類受付係
- 通信事務係
- 連絡事務係
- 記錄事務係

救護部
- 救療係
- 給養係
- 相談係
- 庶務係

運輸部
- 庶務係
- 通信係
- 記錄係
- 船舶係
- 第一輸送係
- 第二輸送係
- 第三輸送係
- 第四輸送係
- 建築係

買付部
- 買付總務係
- 工産買付係
- 農林産買付係
- 食料品買付係

第三章　府の救援費支出

九月三日府參事會を召集し、震災地の狀況を報告し、其の救援方法に就き、協議する所あり。翌四日府會協議會を開催せしに、府會は多大の同情を表し。出來得る限りの援助を與ふることゝし。經費の支出は、全部府參事會の決議に委するの諒解を得たるを以て、六日更に府參事會を開き、救援費五拾萬圓の支出を決議せり。

第四章　通信連絡

九月二日午前九時救護事務の分掌成り、警察部をして通信連絡の事務に當らしめ。發信係を高等警察課に、受信係を警察部長室に設置せり。九月一日の神奈川縣警察部長の第一報は、内容未だ詳ならざるものありしを以て。即刻和歌山縣潮岬無線電信局及横濱灣内碇泊のコレア丸を通じて、更に詳細なる報道を求むべく、神奈川縣知事に打電せるを初とし。爾後三日午前に至るまで、潮岬の無線電信局とコレア丸とは震災救援の進捗上偉大なる貢献をなせり。然れども單に無線電信の發受のみに依りて、得る所は頗る斷片的にして、完全なる情報の蒐集は得て期すべからず。従て救援上多大の不便を感じたるを以て、九月二日松村警部（名古屋を經て東京方面へ）上田警部（名古屋長野を經て東京方面へ）阪本警部（シカゴ丸にて横濱へ）藥師寺警部（江尻へ）の四警部は警部補一名を伴ひ、情報調査の爲各目的地に出發を命せられ。筆舌に盡すべからざる困苦缺乏に堪へ、震災地の情況を速報し、通信連絡の爲多大の便を與へたり。右の外救援の爲め横濱及東京へ出張を命じたる、内務部會計課長佐野理事官は。同日シカゴ丸にて出發九月十三日迄東京に滯在し、當府との連絡を保持し、救援上多大の努力をなす所ありき。當時同理事官の報告は、當初救援連絡上資する所大なりしを以て、參考の爲記入す。

報告書（大正十二年九月七日）

佐野理事官

一、輸送貨物ノ受渡救護團體ノ陸揚ゲ及擔當地ヘノ輸送周旋交渉等ニ關シ不眠不休ヲ以テ從事シ居レリ

一、寢ルニ宿ナク寢具無ク其ノ勞苦形容シ難シ、毛布ノ發送ヲ乞フ

一、天幕（テント）一時海軍ニ交渉シ借用シ居レリ

一、各官衙ノ交渉ニ從事スルニ徒歩スルノ外ナク活動ヲ妨ゲラル、事甚シ自動車ノ發送ヲ乞フ

一、目的地ニ寄港セザル船舶ニ對シ貨物搭載發送セラル、ヲ以テ之ガ送リ返シ積替ヘノ方法ナキニヨリ何時モ其ノ目的ヲ達セズ將來ノ貨物發送ニ對シ特ニ留意ヲ願ヒタシ

一、曩ニ前項ノ如ク輸送セラレタル分ハ小官ニ於テ彼是相通シ適宜ノ措置ヲ採リタリ御承知ヲ乞フ

一、將來ノ出張員ニ對シテハ必ズ糧食（食パン等）二三日分携帶セシメラレタシ目下給與ニ困難シ居レリ御了承ヲ乞フ

一、當地ノ出張員ハ時々交替セシメラレタシ是ヲ繼續セシムル時ハ病者ヲ生ズル事必然ナリト信ズ

御取計ヲ乞フ

一、内務省及東京府ハ大阪府市ノ好意ニ對シ感謝ノ意ヲ表シ居レリ

一、數拾圓ノ料金ヲ投ジ無線電信ニ依リ報告又ハ要求ヲ充タサス到達セザルヤ

一、歸廳員ニ對シ書面報告ヲ持參セシメ尙ホ口頭ヲ以テ報告スベキ樣命ジ置キタリ御聽取ヲ乞フ

一、東京市ノ死傷數ハ的確ニ判明セザルモ今日迄ニ於ケル死屍燒却數ハ三萬數千ニ及ベリ

一、橫濱市ハ戒嚴令ヲ布カレタルモ東京市ノ如ク陸海軍ヲ以テ救護品ノ陸揚配給ニ從事セザル爲輸送スルモ目下陸揚ゲ不能ナリ右御諒察ノ上輸送スル外ナシ其ノ慘狀見ルニ忍ビザルモ救護ノ方法ナシ

一、本日千葉埼玉ノ二縣ニ對シ更ニ戒嚴令ヲ布カレタリ

一、出張員ノ炊事用具一切（鍋、コンロ、茶椀等其他種々必要アリ）及夜間作業等ニ要スル提灯、蠟燭、小使一人至急送附方御取計ヲ乞フ

一、貨物ノ發送救護班ノ送附目的地ニ寄港セザル船ニ搭乘シ又ハ乘込マシメラル、時ハ之レガ送リ戻シ不可能ニ付吳々モ御留意ヲ願ヒタシ戰爭狀態ノ如キ比ニアラザル事ヲ吳々モ御承知願ヒタシ

以上

其他情況蒐集に關しては、平野鄕無線電信局に於て知り得たる情報を、所轄警察分署をして電話卽報せしめ。又大阪驛運輸事務所、中央電信局、陸軍及民間飛行機、大阪港內艦船等に就ても得る所多かりき。九月二日午後に至り陸軍航空機は、內務次官及社會局長官の信書を携帶し來り、之に依りて京濱地方の震害の眞相漸く瞭然たり。

內務次官よりの來信（九月二日付）

昨一日午前十一時五十八分當地ニ大震アリ火災各所ニ起リ東京ノ大半殆ンド烏有ニ歸シ人畜ノ被害、財產ノ損害測ルヘカラサルモノアリ非常ニ大規摸ノ救護ヲ要スル見込ニシテ衞生材料食糧等ヲ多數ニ要スヘキヲ以テ貴管下ニ於テ右等材料ヲ豫メ準備シ置カレ何時ニテモ當地ノ救援ニ充テ得ラルル樣充分ノ計劃ヲ立テ置カレタシ尙貴官ヨリ便宜ノ方法ヲ以テ附近各地方長官ニモ右ノ旨傳達セラレタシ

尙今回ノ地震々源地ハ東京ヲ距ル十數里ノ地點ニアル如シ貴地及隣縣等ノ摸樣報告相成度

右依命

尙內務省、大藏省等諸官衙全燒

社會局長官よりの來信（九月一日付）

拜啓曩ニ地震ニ基ク火災ノ爲食糧缺乏ノ虞アルニ付食糧米用意方飛行機ニ託シ御依賴ニ及候處其ノ後形勢益々惡化シ殆ンド全市ノ半以上燒失セントシ目下尙盛ニ延燒シツヽアル狀況ニ有之殊ニ深川倉庫等モ周圍大火ニ包マレ燒失セルヤ否ヤ全ク不明ニシテ明日ヨリ直ニ食糧缺乏ニ苦シム狀況ニ有之候條幾千石ニテモ出來得ル限リ迅速ニ碇泊中ノ船舶ヲ利用シ特別船ヲ仕立ツル等ノ方法ニ依リ水運ニテ御送附相成度此段依命御依賴ニ及候也

追テ警察電話用被覆銅線(十八番位)二十哩右ト同時ニ御送附相成度

尙船ノ都合ニ付テハ遞信局大阪海事部呉鎭守府ニ協議スル等出來得ル限リノ方法御攻究相成樣致候以上

九月三日朝唯一の通信連絡機關たる、潮岬無線電信破損し。京濱への發信不能となりしを以て、呉鎭守府長官に、無線電信の設備ある艦船の派遣を乞ひたるも、其の承諾を得るに至らず。於茲乎京濱宛發信は、呉又は佐世保の無線電信局に、轉電方依頼するの止むを得ざるに至れり。然れども九月二日より陸軍航空隊は、毎日二回城東練兵場を出發し、各務原飛行場に至り同場飛行機により、更に東京に飛行し。陸軍省との連絡飛行を開始するに至りたるを以て、第四師團司令部の了解を得て、一部發信は一々同司令部を經由して、飛行機託送を開始し。多大の貢献をなせることは、感謝に堪へざる所なり。然れども飛行輸送は風雨の日に於て、屢妨げられたるを以て、通信の敏速を圖る爲め、九月四日より毎日大阪水上警察署をして、港内碇泊の無線電信設備ある艦船の入港及出港時刻を報告せしめ、深夜と雖之等艦船を巧に利用し、無線電信に依て通信し、殆んど遺憾なく活動せり。斯の如くせしも或は無電設備ある艦船の碇泊せざる事ありて、呉、佐世保鎭守府、舞鶴要港部等に轉電を依頼すること屢にして。連日連夜通信方法の撰擇に關しては、尠からざる苦心をなしたり。斯くして吾大阪府は京濱と關西とを連絡する唯一の場所となり。各府縣より頻々として照會

の打電に接し、迅速に諸種の情況を回答したるの外。諸外國及駐外大公使館、領事館等より、照會或は轉電方依囑の電報日に多きを加へ、日夜之が傳達應酬に忙殺せられたり。九月七日震災救護事務局より當廳を以て京都、兵庫等關西十四府縣廳への傳達廳たるに至れり。九月八日に至り民間飛行家安井莊次郎獨力空中輸送の大任に當り、救援事業の進捗に資する所大なるものあり。九月九日より東京大阪間の有線電信開通し、官私報告震災救援に關するもの以外は、取扱ふに至らずと雖。通信連絡上一大威力を加へ、斯くして東西の通信漸く復活の機運に向へり。爾來十一月上旬まで鋭意通信連絡の任に當り、救援事務をして聊も遲滯せしむることなからしめたり。

第五章　物資の調達

一、概說

物資の調達に關しては、最も迅速機敏の手配を爲せり。卽ち九月二日午前六時産業部各課員を召集すると共に、上田穀物商同業組合長、庄野滿鮮貿易同業組合副組長、山内天滿市場理事、山本住友倉庫支配人、大阪漬物商組合長代理の來廳を求め、應急必需品たる白米、澤庵、梅干等の調達を爲し。直ちに當日出帆の大阪商船會社汽船シカゴ丸及び扇海丸に積込を了し、午後三時には早くも既に

輸送を開始したる狀況なるが、同月四日に至り是れより先き、産業部に設置したる買付部を更に買付總務係、工産買付係、農林産買付係、食糧品買付係の四係に分ち、各分掌の下に極力機能の發揮を圖り。爾來當府寄贈の救援物資を始めとし救護事務局、諸官衙及東京、神奈川、靜岡、埼玉、千葉等の各縣、郡、市、町村等の依頼に應じ同業組合、準則組合等と聯絡協調を遂げ、愼重嚴密なる方法を以て食糧品、建築材料、衞生材料其他各種物資の調達を爲し。幸に非常徵發令の適用を見ずして相當優良なる物資を、比較的低廉なる價格を以て迅速購入し、各方面の急需を充たすことを得たるは歡喜に堪へざる所なり。更に各係の活動狀況を敍述すれば左の如し。

二、買付總務係

買付總務係たる商務課に在ては、産業部に於ける買付事務を總括處理する重大なる任務なるに鑑み。更に左の係を置き、商務課長指揮の下に、晝夜兼行鋭意事務の進捗に努めたり。

一、庶務係

救護事務局其他罹災地方より、物資購入の依頼電報又は文書等晝夜の別なく、頻々として到着し。或は罹災地方より、市町村の名譽職等物資購入の爲め來阪する者多く。之等に對する應接又は文書電報の收受等、其他一般庶務に屬する事務を處理せり。

二、買付係

本府救援物資の選定をなし、之が購入の手續をなすと共に、救護事務局其他罹災地方の依頼に依り購入する物資の代價は一時本府より立替拂を要するを以て。又本府會計規則に依り、購入の手續をなし。物品の種類に依り、各係に物資買付の通知を發し、買付通知濟の物資にして、調達未濟のものを調査し、各買付係に注意を促す等、物資買付の事務に從事す。

三、會計係

購入物資は頗る巨額に達し、之が經理に關しては、最も嚴密に處理するの必要あるを認め。特に會計係を置き、購入物資明細簿を調製し。購入に決定したるものは、本府發動又は依頼先、品目、數量、價格を記載し。更に各買付係より通知し來る貨物調達濟傳票に依り、明細簿と對照し。實際購入に當り數量、價格等多少異動を生ずるものあるを以て。之等は一々明細簿を訂正整理の上、購入年月日時を記載し。各納入者より請求書を提出したるときは、明細簿と對照の上、輸送係より發する物資の領收證、其他關係書類を調査し。之を會計課に廻付する等、專ら經理に關する事務を取扱ひたり。

四、物資調査係

物資購入に際し、諸物貨の相場を調査し置くは、最も必要なるのみならず。救護事務局を始め、其他罹災各地より何時多量の注文あるやも難計に付、月々在庫貨物其他諸物貨の相場を調査し。市内

に於ける物資の需給關係を明瞭ならしめ、以て迅速に急需に應ずるの準備をなしたり。

五、記　錄　係

救援物資の購入は、救護事務局を始め罹災地各市町村長等の依頼に依るもの及本府發動の寄贈品、其他罹災地方よりの依頼に依り、購入の斡旋を爲すもの等極めて多數に上り、事務の繁雜なるに鑑み、特に記錄係を置き。總務部に於て取扱ひたる事務は、細大漏れなく日誌に記載し。以て後日錯誤等なからしむることに努めたり。

三、工　産　物　の　調　達

產業部工務課之に當りしが、其の調達物資、は工產品全般に亘り品種甚だ多きも、之を大別すれば建築材料、衞生材料、運搬用具、日用品等にして、當時恰も一般工業界の沈衰したる時にして、各工場に於ては生產制限等の行はれつゝありし際なりしを以て在庫品に乏しかりしも、之に反し商店、問屋等に於ては商品の荷動き不活潑の際なりし爲め在庫品は却て豐富にして、大量の物資を敏速に調達する上に比較的便利を得たりしが。市價の浮動甚だしく之が調定に尠なからず苦心を拂ひたり。然かも應急救援物資に對しては勉めて、震災前の時價に據り、中には義俠的に特價を以て提供するものありしは、賞讃に價するものと言ふべし。調達最も困難を感じたるは自動車、自動自轉車及び附屬品並燃料にして、何れも市內在庫品の尠なかりし爲め、遂に個人使用のものに及ぼし、保安課と協力

し同課に於て試運轉檢查の上購入することゝなしたるも、其の交涉容易に纏まらず、多數物資の調達に忙殺さるゝ間に在りて一臺の購入に數回の折衝を重ねて漸く決定を見るに至りしが如き甚だしく手數を要したり。其他救護事務局注文の蒲團用綿八萬七千餘貫の如きは、當時一般の需用季節經過後なりし爲め、此如大量の原綿を所持するものなく、市內原綿商全部の調查を爲したるも、到底所要の數量に充たざりしが、偶々堺紡績會社に約三箇月分の落綿を所持せるを聞知せしを以て交涉し、辛ふじて所要の數量を得。市內有數の紡績會社をして職工の總動員を爲さしめ、漸くにして精製を了せり。而して原綿價格の決定に付ては、經驗を有する綿業者を招集し、各品每に無記名にて評價を爲さしめて決定せし等非常の努力を拂へり。此の他駒下駄四萬九千足の注文に對しても、市內在庫品全部及び小賣店頭のものを東西に奔走して買集めしが、既製品は僅に二千二百餘足に過ぎざりしを以て、下駄商同業組合と協議を遂げ、下駄原料並鼻緒を買集め元高等工業學校趾に製作場を設け、下駄職工の動員を行ひ漸く製作することを得たり。又鎹は千參百八十貫(二萬本)と四萬貫と二回の注文に對し、市內に於ける既製品は千三百八十貫(一萬九千九百八十本)に過ぎずして、漸く第一回分の要求に應ずることを得るに止まりしを以て。殘四萬貫の內四千三百二十貫は市內一、二の鎹商の手を經て製造せしめ、三萬五千六百八十貫は、帝國製鎹株式會社をして製作せしめしに、同社は之れが爲めに機械の應急改造を行ひ、漸く調達を了せり。揮發油の如きは救護事務局より、一時に三萬千

餘箱の買付を命ぜられ、輸送上危險性を有する關係上、配船に多大の困難を感じたるも、辛ふじて發送を了したるに、其の間に何等かの行違ひありて、前後三萬箱の返送を受けたる等多忙繁雜を極めしが。係員一同が晝夜兼行の活動に依り、別表に示すが如き驚くべき大量の物資を、迅速完全に調達することを得たり。

四、農林産物の調達

産業部農務課之に當り、米、麥、野菜、果實、木材、薪炭等の調達に從事せしが、其の數量、價格の最も大にして、其の買付と搬出とに多大の努力を要し且つ長時間に亘りしものは木材なりとす。

九月三日大阪大林區署長より、木材調達に關し、其の筋より電報ありし旨通知ありしが。恰も當廳にも內務次官より吳鎭守府副官の取次に依る電報あり「木材小屋掛材料六萬石及ビ夫レニ伴フ釘繩薦等ヲ大阪兵庫兩府縣知事ト協議ヲ遂ゲ至急取集メ軍艦又ハ商船ニ託シ送附セラレ度シ」と、依て直に材木商同業組合役員及び重なる材木商數名の會合を求め、大林區署員と共に在庫品の品等種類數量等の調査及價格の協定方法並輸送の手配等、供給上の大體方針に關し協議する所ありしが。九月五日山林局より石原技師來廳の結果、兵庫縣は木材の供給力尠なきに付、大部分を當府より供給することに決定せしを以て。材木商組合役員の援助を得て、直に在庫品を精査したるに、約五萬石の貯藏ありしに依り。內約四萬石を購入することゝなりしが、價格に關し彼我の間に懸隔ありし爲め、多少

の波瀾を見たるも六日朝に至り協定成立し、四萬三千餘石の買付を了し、大阪大林區署員の應援を得て、九月十一日築港出帆の室戶艦を初めとし、アルタイ丸、鹿野丸、ハバナ丸、泰山丸、海洋丸の六隻に合計四萬四千三百十二石を積載し、東京芝浦に向け發送せり。次で九月十八日附を以て大藏省臨時營繕局より、大藏省及各省用の建築挽角材三萬四千七百二十八石の買付依賴ありしに依り、大阪大林區署員の監督の下に、秋田木材外三箇所の製材所に於て挽材せしめ、十月十三日築港出帆の第二小樽丸及び越後丸、海福丸、朝香丸の四隻に分載し、東京芝浦に向け發送せり。

十一月十一日更に臨時震災救護事務局より、曩に調達したるものと同一條件にて小屋材料一萬二千石の注文ありしに依り、前回と同じく材木商組合の斡旋に依り、所要の數量を調べ、十一月五日築港出帆の朝香丸、同十二日出帆の喜久丸の二隻に依り、一萬二千四百九十二石を發送せり。

十一月十二日喜久丸の出帆するや、更に救護事務局より小屋掛材料(小角)三千石を追加し來れり。依て直に之が買付と船腹傭入の準備を整へたるが、價格其の他に付事務局との間に照會を重ね、十一月十九日に至り決定せしを以て、三十日築港出帆の平順丸にて發送せり。

以上の木材總計九萬四千六百七十餘石、價格計百四拾四萬壹千餘圓、輸送費四萬四千七百九拾餘圓、業務期間八十八日間に亘りしが、此の巨額の數量も係員一同の精勵と努力に依り、其の間何等の支障を見ずして完全に調達を了せり。

五、食糧品の調達

産業部權度課之に當りしが、當時救援物資の買付は獨り當府のみに止まらず、大阪市及び大阪毎日、大阪朝日の兩新聞社の買付も亦同時に熾に行はれ、遽に物價引上の氣勢を助長せしが。偶々非常徵發令及暴利取締令の公布ありて、物價の昂騰を抑制するに大なる効果ありしと雖も、運輸杜絶に伴ふ手持品の拂底より來る物價の騰貴は、自然の趨勢なるを以て、此の間に處して優良なる食糧品を敏速安價に調達するは實に容易の業にあらず。卽ち買付の着手と同時に梅干、澤庵、罐詰、醬油、味噌、飲料水其の他重なる食糧品の、主なる生産地及び市内の重なる取扱店に就き其の生産高、在庫品、卸相場及運輸方法等の調査を開始し。遠隔の地は官公署に依頼し、近距離へは係員實地を踏査し、以て一面には品物拂底の流言を防ぐべき方法を講じ買付價格の低廉を圖ると共に、他面には買付の迅速を期するの資料となせり。然るに商取引に關する經驗の未熟なる者が、折衝する食糧品の購買は、極めて困難にして殊に罐詰、乾物、漬物、醬油の如きは品種の等級甚だ多く、檢覈容易ならざるを以て、或は工場に臨みて其の原料費、加工費等を實地調査して納付價格の當否を査定し、或は同業組合の協力を求め、玄人の手に依りて等級の査定を行はしめ、一つには以て購買を社會の監視の中に置き物價の騰貴を抑制するの手段に供せり。而して購買品の質の良否に關しては、最も愼重なる調査を行ひ、府衞生課、大阪市立衞生試驗所、又は大阪劑烹學校に依囑して鑑定を求め、其の成

績を參酌すると共に、或は原産地の警察署に依頼して其の記號、品質、等級等を確め品等査定の資料に供し、次に量目の正否に就ても嚴正に之が調査を爲して採否を決定し、又納入の現品が買約の見本と相違なきを期する爲め、若し見本と相違せし場合は、價格の三割引を條件として契約を締結する等、納入者をして不正手段を弄するの餘地なからしめたり。如斯にして多種多樣五十數種を算する食糧品を、而かも全く豫期せざる品種の注文續出すると火急の要求なる爲め、競爭購入意の如くならざる場合尠なからざりしに拘はらず、震災以前の物價に比し孰れも低廉なる價格を以て、敏速に全部の調達を了せり。

大阪府自發購入の物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月二日	白米及運賃	五〇〇石	三五、六〇〇	一七、八〇〇、〇〇〇	
同	同上	六三三石	三八、三〇〇	二四、〇六一、〇〇〇	
同	澤庵	六〇樽	八、〇〇〇	四四、二四〇	
同	梅干	六〇樽	八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
同	澤庵	二五樽	一〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
同	梅干	六〇樽	八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
同	澤庵	二五樽	一〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
同	梅干及運賃	六噸（一貫）	一五〇	二四三、〇〇〇	
九月三日	氷	一〇〇樽	一二、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	
同	梅干	千			

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月三日	玉葱	五四・二貫	一二三	五八、一〇四	
同	甘藷	二三六・四貫	八〇〇	一八九、一二〇	
同	馬鈴薯	二六八・九貫	一六四	七一、八九九	
同	里芋	三六七・〇貫	六五〇	二三八、五五〇	
同	牛蒡及運賃	一三七・七貫	四六〇	六三、三四三	
同	白米	二九七・七貫	八〇五	二四一、二五八 五九、一〇〇	
同	同	一、〇〇〇石	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇、〇〇〇	
同	同	五九四・四石	三九、〇〇〇	二三、八六六、〇〇〇	
同	白米運賃	—	—	四一、六一〇	
同	罐詰	二一、〇〇〇打（三、〇〇〇箱）	—	二四、八九二、五〇〇	
同	サイダー	二三、〇〇八本（二七箱）	一八〇	三、七九七、五〇〇	
同	同	三〇〇箱	八、〇〇〇	二、一六八、〇〇〇	東京行
同	木綿	三、〇〇〇疋	八〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	横濱行
同	罐詰	三〇〇箱	二、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	同
同	卷繃帶	七〇〇個	六三五	三、七三五、〇〇〇	
同	精製綿	五〇〇貫	二、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	東京府
同	精製ガーゼ	二〇〇貫	二、三〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	神奈川縣
同	アマニ油紙	二〇、〇〇〇枚（百枚）	一、二五〇	二五〇、〇〇〇	一分
九月五日	濾水器	一台	—	一、三〇〇、〇〇〇	
九月六日	賣藥	五、三〇〇個	五七〇	三、〇〇〇、〇〇〇	東京行
同	湯沸	五、〇〇〇個	三三〇	一、六五〇、〇〇〇	横濱行
同	琺瑯洗面器	三、〇〇〇枚	一九〇	五七〇、〇〇〇	同
同	同	二、〇〇〇枚	一六五	三三〇、〇〇〇	
同	衞生材料	一〇點	一四、二九〇	一四〇、二九〇	神奈川縣行
九月七日	琺瑯飯炊	五、〇〇〇個	六六〇	三、三〇〇、〇〇〇	
同	茶椀	二五、〇〇〇個	七〇	一、七五〇、〇〇〇	
同	皿	二五、〇〇〇個	七〇	一、七五〇、〇〇〇	
同	梅干	二、〇〇〇樽（三貫入）	四、二〇〇	八、四〇〇、〇〇〇	東京行 一、〇〇〇
同	同	二〇樽（十二貫入）	三、一〇〇	六二、〇〇〇	横濱行 一、〇〇〇
九月八日	堅パン	五〇箱	一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	東京行 二〇〇
同	同	四六箱	六、八〇〇	三一三、三三三	小田原行
同	蠟燭	一〇〇箱	六、一五〇	六一五、〇〇〇	鎌倉行
同	同	一〇〇箱	一六、八〇〇	一、六八〇、〇〇〇	東京行
同	罐詰（四打入）	一、〇〇〇箱	一二、八七〇	一二、八七〇、〇〇〇	横濱行
同	煉乳	五〇〇箱	一七、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇	同
同	シトロン	一、〇〇〇箱	七、五〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	同

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月八日	サイダー	一、〇〇〇箱	七、五〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	横濱行
九月十日	自轉車	一〇〇箱	六四、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	同
同	琺瑯茶椀	五、〇〇〇個	四五〇	二、二五〇、〇〇〇	同
同	同丸鍋	五、〇〇〇個	二七〇	一、三五〇、〇〇〇	同
同	トタン洗面器	四、八〇〇枚（平均）	二四二	一、三六〇、〇〇〇	同
同	琺瑯洗面器	一、二〇〇枚	二四〇	二八八、〇〇〇	同
同	消毒箸	三〇〇、〇〇〇本（百本）	二二〇	六六〇、〇〇〇	東京七分 横濱三分
同	赤味噌	二〇〇樽	一一、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	横濱行
同	堅パン	一〇〇箱	六、一五〇	六一五、〇〇〇	同
同	赤砂糖	五、〇〇〇斤	二四八	一、二四〇、〇〇〇	同
同	縫糸	八四〇箱	六、八四〇	五、七四五、六〇〇	東京七分 横濱三分
同	馬鈴薯	一、〇〇〇貫	一八〇	一七九、二〇〇	横濱行
同	甘藷	一、〇〇〇貫	四二〇	四一四、〇〇〇	同
同	梨	五〇、〇〇〇個	三二	一、六〇〇、〇〇〇	同
同	玉葱及運賃	五〇〇貫	一一二	五六、一〇〇 三四、二三〇	同
同	醬油	二〇〇樽	一五、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	同
九月十一日	晒木綿	三〇、〇〇〇匁	七四〇	二二、二〇〇、〇〇〇	同
同	同	二〇、〇〇〇反	七四〇	一四、八〇〇、〇〇〇	東京横濱行

九月十一日	醬油	三〇〇樽	一四、五〇〇	四、三五〇、〇〇〇	横濱行
同	鐵鍋	五〇個	一三、三〇〇	六六五、〇〇〇	同
同	同	五〇個	一三、三〇〇	六六五、〇〇〇	同
同	自動車（乘用）	四臺（平均）	二、四五〇、〇〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	東京二 横濱二
同	自動車（貨物用）	五臺	—	一五、八〇〇、〇〇〇	東京三 横濱二
同	バケツ	三〇、〇〇〇臺（平均）	四三〇	一二、九三四、〇〇〇	東京七 横濱三
九月十二日	縫針	六〇、〇〇〇包	一九	一、一二二、五〇〇	同
同	貨物自動車	一臺	—	三、九〇〇、〇〇〇	横濱行
九月十三日	バケツ	一〇、〇〇〇個	四四三	四、四三一、八九〇	東京七 横横三
同	縞綿布	六〇、〇〇〇反	一、二〇六	七二、四〇〇、〇〇〇	東京横濱行
同	澤庵	四〇樽	七、一五〇	二八六、〇〇〇	小笠原島及大島行
同	鹽	一二〇叺	二、一〇〇	二五二、〇〇〇	小笠原島及大島行
同	鹽運賃	—	—	二〇、四〇〇	小笠原島及大島行
同	罐詰（パイナツプル）	四五箱	一二、七〇〇	五七一、五〇〇	各官署行
同	同	四箱	一〇、八七五	四三、五〇〇	各官署行
同	葡萄酒	（一打入）三二箱	一一、二〇〇	三五八、四〇〇	各官署行
同	ウヰスキー	（四打入）六四箱	四三、五〇〇	二、七八四、〇〇〇	各官署行
同	朝日ビール	（四打入）九六箱	一六、五〇〇	一、五八四、〇〇〇	各官署行
同	平野水	（四打入）九六箱	六、四〇〇	六一四、四〇〇	各官署行

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
同	フライビンズ	三箱	二〇、〇〇〇円	六四〇、〇〇〇円	各官署行
同	棹子	六脚	一一、五〇〇	六九、〇〇〇	大阪事務所行
同	椅子	二〇脚	六、二〇〇	一二四、〇〇〇	同
同	天幕	二組	七五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	同
同	馬鈴薯	五、〇〇〇貫	一七六	八七、八五〇	小笠原島及大島行
同	同運賃	一、五〇〇貫	一九四	二九二、〇〇〇	
同	白米及運賃	一五〇石	三八、〇〇〇	六五、二〇〇	
九月十四日	玄米及運賃	四五〇石	三三、五〇〇	五、七〇〇、〇〇〇	
九月十五日	揮發油	一〇〇箱	九、五〇〇	一五五、〇〇〇	
同	モビール油	一〇箱	一六、五〇〇	一五、〇七五、〇〇〇	
同	バケツ	一〇、〇〇〇個（平均）	五三四	一九八、〇〇〇	
九月十七日	タイヤー	五本	一〇四、四〇〇	九五〇、〇〇〇	東京横濱行
同	インチチユーブ	五本	九、五〇〇	一六五、〇〇〇	同
同	綿毛布及運賃	四五、〇〇〇枚	—	五、三四八、〇〇〇	東京七　横濱三
九月二十日	カステイラ	一〇箱	四、七〇〇	五二二、〇〇〇	大阪事務所行
同	蒲鉾	（十枚入）三籠	一〇、三七〇	四七、五〇〇	同
	合計			八六、九五一、七〇〇	東京七　横濱三
				一三三、九八〇	大阪事務所行
				四七、〇〇〇	同
				三一、一一〇	同
				五三九、一〇四、八九五	

臨時震災救護事務局購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月四日	小屋掛針金	五〇束	一四、〇〇〇円	七〇〇、〇〇〇円	事務局
同	亞鉛板	三、〇〇〇枚	一、六五〇	一九、八〇〇、〇〇〇	同
同	蠟燭	三六五箱	一六、八〇〇	六、一三二、〇〇〇	同
同	帆布	四九五反	二三、八五二	一一、二九八、五五〇	同
九月五日	亞鉛板	八七、〇〇〇枚	一、八〇〇	一五六、六〇〇、〇〇〇	同
同	蠟燭	五〇〇箱	一六、八〇〇	八、四〇〇、〇〇〇	同
同	亞鉛板	二〇一、〇〇〇枚	一、八〇〇	三六一、八〇〇	同
九月七日	脫脂綿	三〇〇貫	四、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	同
同	晒木綿	四〇、〇〇〇反	七二〇	二八、八〇〇、〇〇〇	同
九月八日	洋釘	六〇、〇〇〇貫	九七〇	五八、一二五、〇〇〇	同
同	金槌	五、〇〇〇丁	二〇〇	一、〇〇六、八〇〇	同
同	煉乳	四打入　八五〇箱	一七、〇〇〇	一四、四五〇、〇〇〇	同
九月九日	大工道具（鉋外十八點）	一、〇〇〇組	一二、三三〇	一二、三三〇、〇〇〇	同
同	亞鉛板	二〇、〇〇〇枚（八十三噸）	一、六〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	同
九月十日	自轉車	一〇〇輛	六四、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	同
同	亞鉛板	二九二、〇〇〇枚（千二百噸）	一、六〇〇	四六七、二〇〇、〇〇〇	同

買付月日	品名	数量	単価	金額	發送先
同	駄下駒	四九、〇〇〇足	二四二	一一、九〇五、二八〇	事務局
同	帆木綿	四、〇〇〇反	二三、六六七	九〇、六八〇、七九〇	同
九月十一日	針金	一七、九八五、五貫	一、一四〇	二〇、五六一、二五〇	同
同	洋釘	四、〇〇〇樽	一五、四五〇	六一、八〇〇、〇〇〇	同
同	石炭酸	六〇〇瓶	九〇〇	五四〇、〇〇〇	同
同	クレゾール	六〇〇瓶	四〇〇	二四〇、〇〇〇	同
同	昇汞	二〇〇瓶	一、六五〇	三三〇、〇〇〇	同
同	クロール石灰	（百封度入）三〇瓶	一〇、五〇〇	二〇六、〇〇〇	同
同	自動自轉車附屬豫備品並必要器具	五七點	—	三、八〇四、二〇〇	同
九月十三日	揮發油	六九箱	九、五〇〇	六五五、五〇〇	同
同	モビール油	一〇箱	一六、五〇〇	一六五、〇〇〇	同
同	グリース	三箱	七、〇〇〇	二一、〇〇〇	同
九月十五日	鏡	一、三一〇貫	九〇〇	一、一八八、〇〇〇	同
九月十七日	荷造料	三、〇〇〇貫	九五〇	二、八五〇、〇〇〇	同
同	自動自轉車	五〇輛	平均一、四五八、三〇〇	七二、九一五、〇〇〇	同
九月二十日	スチールワイヤーロープ	五〇〇（六梱）	一個 六八、七五〇	四三、五〇〇	同
同	同堅繩用	二五〇（四梱）	一個 四六、八七〇	一八七、五〇〇	同
同	曳綱十二間モノ	五房（二梱）	一房 一〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	同

買付月日	品名	数量	単価	金額	發送先
同	ワイヤーロープ端入金物	三〇個	二五〇	七、五〇〇	同
同	タマニ入 材料工賃共	—	—	一二、五〇〇	同
同	荷梱用 ワイヤーロープ	二貫	一、七一四	三六、〇〇〇	同
同	右用ブロツイ（マニラロープ共）	一個	八、〇〇〇	八、〇〇〇	同
同	右用 六分片八ツカ	一組	三、〇〇〇	三、〇〇〇	同
同	筏綱運賃	六〇〇房	二五〇	一五〇、〇〇〇	同
同	米角 十八吋長三五呎	二四本	一五〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	同
同	上同	二四本	一五〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	同
同	リスリン灌腸器外十三點	—	—	一、七七六、〇〇〇	事務局衛生醫療部
同	注射器 外十七點	—	—	一、五三〇、〇〇〇	同
同	藥品及運賃	四八點	—	一七、三九、〇〇〇	同
九月二十二日	綿縫糸	三一〇貫	八、五八〇	一、八七八、八〇〇	事務局
九月二十五日	綿ネル	二九九、六九八碼	—	八一、一二七、〇六〇	同
同	晒木綿	三五、〇〇〇反	七四〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	同
九月二十六日	綿縫糸	三五〇貫	八、五四〇	三、〇七四、〇〇〇	同
同	着物用綿	二、〇〇〇貫	四、九〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	同
同	木綿縞	三、〇〇〇反	一、一四〇	三四、三一八、〇〇〇	同
同	木綿裏地	六〇、〇〇〇反	九四〇	五六、四四九、五〇〇	同
同	蒲團縞	一〇〇、〇〇〇反	平均 一、一八二	一二、六二〇、八〇〇	同
九月二十七日					

内務省購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月二十七日	甘汞	四五〇瓦入 一〇〇瓶	二、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	事務局
同	安曹カヒネ	一〇〇瓶	五、八〇〇	五八〇、〇〇〇	同
同	ギキタリス葉	二五瓦入 五〇〇瓶	二四〇	一二〇、〇〇〇	同
同	カルモチン	同 一〇〇瓶	二、三〇〇	二三〇、〇〇〇	同
同	ヴウチン	四五〇瓦入 一〇〇瓶	五、四〇〇	五四〇、〇〇〇	同
同	乳糖	三〇〇瓶	七〇〇	二一〇、〇〇〇	同
九月二十八日	木材	四、三二四貫	—	五九九、七八二、五七〇	同
十月四日	蒲團綿	八七、三三六貫三	—	二四四、三二八、六六〇	同
九月十日	差込便器	三、〇〇〇個	二一〇	六三〇、〇〇〇	同
十月十五日	鎹	三五、六八〇丁	九五三	三三、九三七、五〇〇	同
十月二十日	木材運賃	一二、四九二貫 一四八貫	—	一七六、二一三、一六〇	同
十一月十五日	蒲團	二、五〇〇組	一一、〇〇〇	二八、七五〇、〇〇〇	同
同	蒲團及運賃	二、五〇〇組	一一、五四〇	二八、八五〇、〇〇〇	同
十一月二十九日	木材運賃	三、一四四貫 五四九貫	—	四九、一四五、七八二、八四〇	同
合計				二、六一四、七七一、六三〇 運賃二五、八七九	

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月五日	揮發油	七〇八函	八、九五八	六、三五二、三五〇	内務省
同	モビール油	一〇一罐	九、七五七	九八五、五〇〇	同
同	グリース	一〇箱	一九、六〇〇	一九六、〇〇〇	同
同	中袋	一〇	六七、五〇〇	四七二、五〇〇	同
同	自働車タイヤ	七	九、四〇〇	六五、八〇〇	同
同	中袋	七	九、四〇〇	六五、八〇〇	同
同	自働車タイヤ	三	五九、〇〇〇	一七九、〇〇〇	同
同	中袋	三	四六、三三〇	一三九、〇〇〇	同
同	タイヤ	一〇	七、八五〇	七八、五〇〇	同
同	中袋	一〇	四六、三三〇	一三九、〇〇〇	同
同	タイヤ	五〇	三七、五〇〇	一八七五、〇〇〇	同
同	中袋	五〇	五、七五〇	二八七、五〇〇	同
同	タイヤ	二四	五三、七五〇	一、二九〇、〇〇〇	同
同	中袋	二四	四八、四〇〇	一、一六一、六〇〇	同
同	タイヤ	二七	五、七五〇	一五五、二五〇	同
同	中袋	二七	五、九五七、八〇〇	一六〇、八五六、〇〇〇	同
同	タイヤ	三八	六七、五〇〇	二、五五六、〇〇〇	同
同	中袋	三八	七五、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇	同
同	タイヤ	七	三七、五〇〇	二五九、五〇〇	同
同	中袋	七	三六、五〇〇	二五五、五〇〇	同
同	タイヤ	六	六七、五〇〇	四〇二、五〇〇	同
同	中袋	六	七、二〇〇	四三、二〇〇	同
同	タイヤ	二四	七、七五〇	一八六、〇〇〇	同

買付月日	品名	数量	単価	金額	發送先
九月五日	自働車中袋	三三	九、〇〇〇	二九七、〇〇〇	内務省
同	同中袋	一〇	五、三七〇	五三、七〇〇	同
同	同中袋	七	五、三五〇	三八、五〇〇	同
同	同中袋	六	八、五〇〇	五一、〇〇〇	同
同	一二ヴォルト蓄電池	三	一〇八、〇〇〇	三二四、〇〇〇	同
同	六ヴォルト蓄電池	三	七五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	同
同	電球前照燈	四一〇	六〇〇	二四六、〇〇〇	同
同	同尾燈	二七〇	四〇〇	一〇八、〇〇〇	同
同	六ヴォルト前照燈	一八〇	六〇〇	一〇八、〇〇〇	同
同	六ヴォルト尾燈	二〇	四〇〇	八、〇〇〇	同
同	自動車タイヤ	一〇	一一五、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	同
同	中袋	一〇	一三、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	同
同	同タイヤ	一〇	五〇、五〇〇	五〇五、〇〇〇	同
同	中袋	一〇	七、五〇〇	七五、〇〇〇	同
同	同タイヤ	五	六三、〇〇〇	三一五、〇〇〇	同
同	中袋	二	九、五〇〇	一九、〇〇〇	同
同	同タイヤ	三	九、五〇〇	二八、五〇〇	同
同	中袋	二〇	六〇〇	一二、〇〇〇	同

九月五日	六ヴォルト蓄電池	七個	六八、〇〇〇	四七六、〇〇〇	同
同	エーシープラッグ	一〇〇個	一、四〇〇	一四〇、〇〇〇	同
同	電球十燭光尾燈	一〇〇個	二〇〇	二〇、〇〇〇	同
同	自動車タイヤ	一五	六五、〇〇〇	九七五、〇〇〇	同
同	タイヤ	三	五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	同
同	タイヤ	五	四一、〇〇〇	二〇五、〇〇〇	同
同	タイヤ	一三	三二、七五〇	七五四、二五〇	同
同	中袋	一二	七、七五〇	九三、〇〇〇	同
同	中袋	一五	九、〇〇〇	一三五、〇〇〇	同
同	中袋	五	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	同
同	中袋	五	六、二五〇	三一、二五〇	同
同	中袋	二	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	同
同	中袋	八〇	七〇〇	五六、〇〇〇	同
同	写版用鑢	五組	六、九〇〇	三四、五〇〇	同
同	写版	五組	二九、〇〇〇	一四五、〇〇〇	同
同	電球	一八〇	一〇〇	一八、〇〇〇	同
同	鐵筆	一五本	一二〇	一七〇〇	同
同	原紙	一、〇〇〇枚	三一	三一、〇〇〇	同
同	肉（大罐）	四個	三、一〇〇	八、四〇〇	同
同	巡査冬服外套造材料及人夫賃	一	—	三〇、一二〇	同

警視廳購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月四日	電話線	一六、二六一碼	八二、五〇〇	一、三四一、五三〇	警視廳
同	同	二〇、一三三碼	六六、〇〇〇	一、三八〇、五〇〇	同
同	運搬賃及諸雜費	—	—	二〇、〇〇〇	同
九月十日	巡査夏服	一、〇〇〇箱	三、〇八〇	三、〇八〇、〇〇〇	同
同	同帽子	六〇〇箱	一、四六三	八七七、八〇〇	同
同	呼子笛	二、〇〇〇個	八〇	一六〇、〇〇〇	同
同	捕繩	一、〇〇〇筋	七七	七七、〇〇〇	同
同	巡査服釦	一〇、〇〇〇個	二〇	二〇〇、〇〇〇	同
同	同外套釦	二〇、〇〇〇個	一六	三二〇、〇〇〇	同
同	巡査帽章	二、〇〇〇個	六九	一三八、〇〇〇	同

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月十八日	現行法令輯覽	二部	一八、〇〇〇	三六、〇〇〇	内務省
九月二十日	加除自在法令臺本	一部	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	同
同	ダヨインネーイ式現行大日本法令	一部	五八、八四〇	五八、八四〇	同
	合計			三一、三四、六六〇	

陸軍省購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月十日	提灯	五〇〇張	六二〇	三一五、〇〇〇	同
同	蠟燭	一〇、〇〇〇本	—	四七〇、四〇〇	同
同	袖章星釦	二、〇〇〇個	一五	三〇、〇〇〇	同
同	領章	二、〇〇〇個	一〇	二〇、〇〇〇	同
九月十八日	巡査冬服衣袴	一、〇〇〇組	一七〇	一七、五〇〇、〇〇〇	同
同	同釦	五、〇〇〇個	二〇	一〇〇、〇〇〇	同
同	外套（甲乙共）	一、〇〇〇着	二〇〇	二〇〇、〇〇〇	同
同	外套釦	三、〇〇〇個	一六	二〇八、〇〇〇	同
同	刀帶	二、〇〇〇個	一一〇	二、二六〇、〇〇〇	同
九月十八日	刀緒	二、〇〇〇筋	一五〇	三〇〇、〇〇〇	同
同	冬服其他荷造材料人夫及運搬賃	—	—	二〇四、九四〇	同
同	刀、刀帶荷造材料人夫及運搬賃	—	—	一七、三〇〇	同
九月十九日	クレオソート油	五〇噸（二三四樽）	—	五、八五〇、〇〇〇	同
	合計			五四、八一八、〇一〇	同

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月九日	揮發油	一〇、〇〇〇箱	八、〇四三	八〇、四二五、〇〇〇	陸軍省
同	モビール油	五〇〇箱	二一、六三〇	一〇、八一五、〇〇〇	同

大藏省購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月十日	揮發油	二三、〇〇〇箱	九、〇五〇	二七、七五〇、〇〇〇	陸軍省
同	モビール油	四〇〇箱	一九、〇〇〇	七、六〇〇、〇〇〇	同
九月十一日	揮發油	四、五〇〇箱	八、五一〇	三七、三五〇、〇〇〇	同
九月十二日	揮發油	二、四四三箱	九、〇七〇	三三、一五八、〇一〇	同
同	モビール油	一〇〇箱	一六、五〇〇	一、六五〇、〇〇〇	同
合計				二七七、七四八、〇一〇	同

横須賀鎭守府購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
十月二十日	木材及運賃	三四、七六五三		六五、九四七、二八〇 二五、二四一、二五〇	大藏省

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月十四日	釘	一〇、〇〇〇貫	九三三	九、三三七、五〇〇	橫須賀鎭守府
九月十六日	亞鉛板	三〇、〇〇〇枚	一、五〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	同
十月九日	亞鉛板（皮形）	三〇、〇〇〇枚	一、六五〇	三三、〇〇〇、〇〇〇	橫須賀戒嚴司令官
同	釘及運賃	一〇、〇〇〇貫	一、〇四六	一〇、四六五、〇〇〇 九七、一五〇、〇〇〇 八二、八〇二、一五〇 九七、一五〇、〇〇〇	同
	合計				

神奈川縣購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月七日	脫脂綿	二〇〇貫	四〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	神奈川縣廳
同	晒木綿	二〇、〇〇〇反	七一〇	一四、四〇〇、〇〇〇	同
同	謄寫版	一〇臺	二九、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	同
同	謄寫版原紙	一〇、〇〇〇枚	一八	一八〇、〇〇〇	同
同	印肉	四〇〇個	七〇〇	二八〇、〇〇〇	同
同	鑵板	一〇枚	六、〇〇〇	六〇、〇〇〇	同
同	美濃紙	二〇締	三、六〇〇	七二、〇〇〇	同
九月九日	大工道具（鉋外十八點）	五〇〇組	二三、三三〇	六、一六五、〇〇〇	同
九月十一日	石炭酸	四〇〇瓶	九〇〇	三六〇、〇〇〇	同
同	クレゾール	四〇〇瓶	四〇〇	一六〇、〇〇〇	同
同	昇汞	一〇〇瓶	一、六五〇	一六五、〇〇〇	同
同	クロール石灰	百封度入一〇瓶	一〇五〇	一〇五、〇〇〇	同
九月十五日	藥品各種	三八點	—	八一六、四三〇	同
同	藥瓶	一〇、〇〇〇本	二七	二七〇、〇〇〇	同
同	點眼瓶	一、〇〇〇個	三三	三三、〇〇〇	同
同	差入便器	一、〇〇〇個	二一〇	二一〇、〇〇〇	同

小菅刑務所購入物資

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月十六日	手術用品	三點	—	六八七、七〇〇	神奈川縣廳
同	手術機械	二組	二四、〇〇〇	四八、〇〇〇	同
九月二十三日	自動車	二輛	—	二二、三〇〇、〇〇〇	同
九月二十九日	警部補用刀	五本	四、八〇〇	二四、〇〇〇	同
同	刀帶	五筋	二、六〇〇	二、三五〇	同
同	刀緒	五筋	五〇〇	二、五〇〇	同
同	巡査刀	三〇〇本	一、三一〇	三九三、〇〇〇	同
同	刀帶	三〇〇筋	四、六四	一三九、二〇〇	同
同	腕章	三〇〇筋	一〇〇	三〇、〇〇〇	同
同	荷造材料及人夫賃	—	—	二四、四五〇	同
計				三八、五七四、七八〇	

横濱市長依頼に依り購入物品

買付月日	品名	數量	單價	金額	發送先
九月十七日	軍事用鐵條鋼トゲ付鐵線	約七千貫	三五丸	二六二、五〇〇	小菅刑務所

横須賀市依頼に依り購入したる物品調査

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
十月三日	貨物自動車	八	四七、二〇〇、〇〇〇	四七、二〇〇、〇〇〇	小菅刑務所
計					

安房郡長依頼に依り購入したる物品調査

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月十一日	亞鉛板	五〇、〇〇〇枚	一、六〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇	橫須賀市役所
同	ジヤッキ	二〇個	八、三〇〇	一六六、〇〇〇	同
九月十二日	丸釘	一〇樽	一五、五〇〇	一五五、〇〇〇	同
同	蠟燭	四七箱	一六、八〇〇	七九、八〇〇	同
計				八一、一一〇、八〇〇	

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月十三日	燐寸	五〇箱	一〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	安房郡役所
同	針金	一、九八八貫	約一、一一	二、三一〇、〇〇〇	同
同	釘	三〇〇樽	一三、七〇〇	四、六一〇、〇〇〇	同

熱海町依頼に依り購入したる物品調査

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月十三日	蠟燭	三五〇箱	一六、八〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	安房郡役所
九月十四日	亞鉛板	九九、四〇〇枚	一、五五〇	一五四、九〇七、〇〇〇	同
九月十五日	蠟燭	二五〇箱	一六、八〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	同
同	石炭酸	五〇〇瓶	九五〇	四七五、〇〇〇	同
同	オキシフル	二〇〇瓶	七〇〇	一三〇、〇〇〇	同
同	ヨードホルムガーゼ	一〇〇個	九二〇	九二、〇〇〇	同
同	脫脂綿	一〇貫	五六、八〇〇	五六、〇〇〇	同
同	沃度丁幾	四五〇瓦入 七瓶	二、五〇〇	一四、三五〇	同
同	晒木綿	一〇〇反	六五〇	六五、〇〇〇	同
九月十六日	鑢	一九、九〇〇本	五九	一、一八〇、一〇〇	同
計				一七二、六五九、四五〇	

熱海町依頼に依り購入したる物品調査

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月十三日	釘	九貫	九二	九二、四〇〇	熱海町役場
同	亞鉛板	三〇、〇〇〇枚	一、五五〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	同
同	白米	八〇石	三七、五〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	同
九月十四日	梅干	二樽	三、〇〇〇	六〇、〇〇〇	同
同	澤庵	一〇〇樽	一〇、七〇〇	一、〇七〇、〇〇〇	同
計				三五、四三二、四〇〇	

神奈川縣葉山村役場依頼に依りたる物品調査

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月十三日	釘	一〇〇樽	一五、四〇〇	一、五四〇、〇〇〇	葉山村役場
同	パケツ	一〇〇個	五二五	五二、五〇〇	同
同	福神漬罐詰	五〇箱	一三、三〇〇	六六五、〇〇〇	同
同	牛肉罐詰	五〇箱	二〇、三〇〇	一、〇一五、〇〇〇	同
同	醬油	一〇〇樽	一四、五〇〇	一、四五〇、〇〇〇	同
同	盧	五〇〇罐	二、〇〇〇	一、〇八〇、〇〇〇	同
同	同運賃	—	—	八五、〇〇〇	同
同	砂糖	六〇俵	二四、七〇〇	一、四八二、〇〇〇	同
同	ミルク	四〇俵	一八、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	同
同	亞鉛板	一〇、〇〇〇枚	一四〇	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	同
同	揮發油	五〇箱	九、五〇〇	四七五、〇〇〇	同

買付月日	品名	數量	單價	金額	備考
九月十四日	ジヤツキ	二〇箱	三、八五〇円	七七、〇〇〇円	葉山村役場
同	洗濯石鹼	一〇〇箱	一三、五〇〇	一、三五〇、〇〇〇	同
同	化粧石鹼	五〇箱	三六、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	同
同	脫脂綿	五〇個	七〇〇	三五、〇〇〇	同
同	沃度丁幾	五瓶	二、〇二〇	一〇、一〇〇	同
同	硼酸軟膏	三個	六四〇	一、九二〇	同
同	アセチール サルチル酸	四個	一、八五〇	七、四〇〇	同
同	下痢止藥次硝氣蒼鉛	一瓶	—	二、六〇〇	同
同	片腦油	四八〇瓶	四一〇	一九六、八〇〇	同
同	伴創膏	五〇本	八八〇	四四、〇〇〇	同
同	丹平眼藥	五〇個	五五	二、七五〇	同
同	燐寸	三〇箱	一〇、二五〇	三〇七、五〇〇	同
同	セメント	五〇箱	七、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	同
同	塵紙	五〇締	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	同
同	洋半紙	二〇締	一、九五〇	三九、〇〇〇	同
同	四色鉛筆	二〇グロス	一、六〇〇	三二、〇〇〇	同
同	ゴム付鉛筆	一五グロス	三、〇〇〇	四五、〇〇〇	同
同	捌筆	二、五〇〇本	五〇	一二五、〇〇〇	同

九月十四日	黑汁	二、五〇〇罐	六五	一六二、五〇〇	同
同	繃帶	五反	六〇〇	三、〇〇〇	同
九月十五日	白米運賃	一二〇石	三七、七〇〇	四、五二四、〇〇〇 六〇、〇〇〇	同
同	杉皮	三、〇〇〇坪	二、六二〇	七、八六四、五〇〇	同
計				三九、六二四、五七〇	

第六章　物資輸送

第一節　概說

物資輸送に關しては、九月二日警察部に震災救護事務船舶係を設け。各方面との聯絡を保持し、救護物資輸送に必要なる、船舶の準備、交渉の援助に努むる事と爲し。船腹は主として、大阪遞信局海事部を介して、調達を受くことゝなしたるが。超へて、九月三日廳內知事應接室に、廳內幹部、第四師團長、陸軍糧末、被服、衞生に關する係官、遞信局長、食糧局大阪事務所主任、大阪運輸事務所長、大阪市長、郵船大阪支店長、大阪商船社長等の參集を求め。物資の輸送並救援方法に付、熟議する所あり。孰れも一致協力救護に盡瘁すべき申合せを爲して散會せり。當時大阪には巨額の政府所有米ありしを以て、大變災に際し、民間の所有米を一時に買上ぐるに於ては、價格の昂騰と、

人心の不安を招くの虞ありしを以て。是れより先き、食糧局大阪事務所主任と協議の上、政府所有米の輸送に關し、知事より政府へ電請する所ありしに、同日朝農商務省食糧局長より、同局大阪事務所主任に宛て、在大阪政府米全部を、三日以内に横濱に廻送すべき旨の訓電あり。次で内務次官より當府知事に對し、農商務省食糧局大阪事務所主任及遞信局長と協議の上、一刻も早く廻送方、取計ふべき旨の電報ありしを以て。當府に於ては、極力之が輸送を應援することゝし。産業部農務課に於て事務を擔任せしが、巨額の政府米及各方面より雲集する慰問品等を、敏活輸送するは實に容易の業にあらざるを以て。物資の輸送に關する事務は、寧ろ課員二百餘名の多數を有する土木課をして、其の衝に膺らしむるを、最も適當なりとし。三日午後七時輸送事務一切を、土木課をして擔任せしむることゝなせり。

第二節　輸送部の設置

九月三日夜、輸送事務を、土木課に於て專行せしむることゝなるや、土木課長は直に急電を發して、府下郡部に散在する課員の總動員を行ひ。翌四日午前二時に及びて全課員の登廳するや、夜を徹して作業の方法を凝議せしが、其の決定に基き、輸送部を設置することゝ爲し、本部を土木課内に、出張所を築港々務部内に置き、土木課長を部長に、以下夫々係員を任命し、四日未明より一齊に部署に就かしめ、大活動を開始せり。

輸送部の組織及事務の概要左の如し。

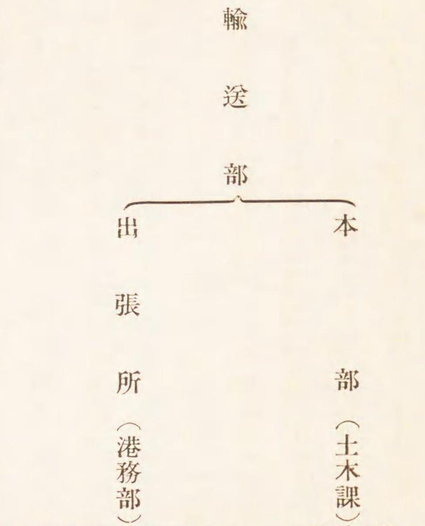

一、輸送本部

輸送部の組織成るや、部長以下係員には、總て普通事務を全廢して、救援事務に從事せしむることゝ爲し。就中政府米輸送の遲速は、京濱罹災者幾十萬人の存亡に關するを以て。極力之れが能率を擧ぐるに努め、九月三日夜、警察部配船係に於て、海事部と交渉中に係る船舶事務を輸送部に移し。翌四日には運送業者たる、株式會社富島組及大正運輸株式會社をして、輸送船の荷役に必要な

る、解船仲仕並沖人夫等を供給せしむること、し。是れより先震災地との陸上交通は、全然杜絶せる而已ならず、船舶の傭入亦甚だ困難なりしを以て、遞信局海事部と謀りて、凡そ船舶の大阪に入港するものは勿論、他港に出入するものと雖も、苟も其の用に堪ゆるものは、悉く徴發的命令を以て之を傭入れ。更に吳鎭守府の應援に依り、軍艦を以て補足し、九月十三日に至り政府米の輸送を終へたるが。物資の輸送は單に政府米のみに止まらず、大阪府市を始めとし、關西聯合十五府縣事務所其他の取扱に係る救護品、建築材料、各省以下震災地方各官衙、公共團体の需用品あり。其他職工、人夫、救護員、避難民の復歸する者等、陸續として雲集し。加之當時海上輸送機關は、特殊のものを除き、悉く收めて、我が大阪府にありしを以て。震災地への運輸交通を要望するもの、公私大小を問はず滔々として殺到し。然かも何れも一日を爭ふものなるを以て、輸送部内の雜閙名狀すべからず、係員は殆んど不眠不休の狀態を以て、活動を繼續すること旬日に亘り、尙交替を以て徹宵執務すること月餘に及べり。如此にして極力輸送の敏活を圖り、九月中に於て大部分の輸送を終へたるも。更に大藏省の依頼に依り、木材輸送の事あり、十一月十二日に至り、漸く輸送部を閉鎖せり。

二、輸送部出張所

輸送部出張所に於ては、第一輸送に屬する政府米の積込は、其の委託先なる、三菱、住友、東神

杉村各倉庫別に、夫々主任者を置き、晝夜兼行艀船の許す限り積出を勵行し。此れが夫役は、富島組、大正組之に當り、何れも必死の努力を以て活動を繼續し其の目的を達するに努めたり。第二輸送に屬するものは、本部よりの積込命令により、夫々嚴密なる檢收を爲し。他方に於ては直に此れが積込方法を決定し、迅速に其の目的を達成するに努めたるも。莫大なる物資の集合は、陸上に由るものは自動車荷馬車の縱列絡繹として、其の跡を絶たず。水路よりするものは、各種多數の艀船に依りて海岸に蝟集し、雜閙殆んど名狀すべからず。然かも一方には、政府米急送の要あるを以て。遂に是等物資の一部は、一時保留するに止むを得ざるに至り。之が應急策として、出張所附近に、倉庫一棟を借受け。貴重品、醫療材料其他の貯藏所に充て、一般貨物は、大天幕張三棟を連設して收容せり。而して此等物資の本船積込に就ては、本船の棧橋横付のものに對しては、自動車を以て し、其他は艀船に依り夫々積込を爲せり。艀船の引曳は當府所屬汽船三艘を用ひ、又監督其他交通者の通船としては、當府所有の「モーターボート」四艘を以て之に當らしめたり。此等運送に要せし艀船約六千噸、貨物自動車延一百臺、人夫約二千名を使用せり。然るに天幕内の保留品は夜間相當の監視を必要とし、係員をして之に當らしめたりしが。現場の混雜は之を以て安んじ能はざりしを以て、更に警察官吏を派して、警戒に膺らしめ、幸に何等の損害なきを得たり。

船内仲仕並人夫に就ては、當時大阪港内の狀態は、築港開始以來未だ曾て見ざる多數の汽船を以

て充たされ。當府の傭船以外の汽船に要する役夫、又多數に上りし爲め、殆んど爭奪の狀態を呈し。豫め熟議を遂げたるに拘はらず、指定汽船の入港並物資の到着と、其の積込上の豫定に齟齬を來し、忽ち作業上に蹉跌を生じ、之が爲め臨機作業上の變更を爲すの、止むを得ざるに至り、動もすれば混亂に陷らんとし。苦心言語に絶せり。

三、輸送船舶

斯くて係員が月餘に亘る、不眠不休の活動に依り。東京横濱の二大都市を初め、伊東、熱海、小田原、葉山、大島、館山等に於ける焦眉の急に應せり。輸送物資十萬千八百三十八噸、人員千七百十九人、使用艦船五十八隻、就中傭船契約に係るもの、四十一隻此の總噸數合計十一萬三千五百三十四噸、傭船料七拾壹萬千八百七拾四圓五拾七錢に達せり。其他依託船舶二隻（別に二隻は無料）此の積載貨物噸數合計五百六十八噸料金四千七拾九圓八錢、運送契約に依るもの六隻、此の積載貨物噸數合計六千百二十六噸料金四萬千八百拾貳圓五拾九錢なり。而して此等の大部は、九月中に其の輸送を果せるも、大藏省の依頼に依り木材輸送の事あり、十一月十二日に至り漸く輸送事務を終了せり。而して此等船舶の内容を掲記すれば左の如し。

（イ）傭船

救護品輸送に要する、船舶の傭入に就ては。大阪遞信局海事部に照會し、海事部は各船主に交渉して、當府に供給せしむることゝなせり。然れども當時全國各地方孰れも競ふて、多數の船腹を要したるを以て。當府の調達意の如くならず。是に於て海事部の斡旋に依り、財團法人日本船主協會を求め。翌八日同理事及海事部長、郵船大阪支店長、商船支店等當府内務部長と會見協議の結果、九月九日覺書を交換して、船主協會より、輸送船舶の供給を受くることゝなれり。而して之が手續に關しては常に海事部を介して、船主協會に交渉することゝし。爾後四十一隻に達する船腹の供給を受くることを得たり。

（ロ）軍艦

救護物資は、最急送を要する、政府米五十萬石を初め。食糧品、諸材料慰問品等雲霞の如く殺到し、傭船の供給動々もすれば、調和を失し、貨物停滯の傾向を生ずるに至れり。故に配船不足を訴ふるに當りては、吳鎭守府司令長官の好意に依り、軍艦の派遣を乞ふて之を補へり。當時大阪市には特に海軍當局者の出張するありて、我が輸送部の交渉に應せり。而して軍艦への貨物積載に際しては、艦長以下乘組員、皆能く懇切且つ敏捷に之に當り、爲に輸送上に便宜を得たること多大なり。而して輸送に從事したる軍艦は九隻にして、載貨合計三千百五十八噸なり。

（ハ）依託船舶

船舶所有主の好意に依り、罹災地に向ひ出帆する船腹の一部を、當府取扱の貨物輸送に提供したるものは四隻にして、內二隻は傭船契約に準じて、運賃を支拂ひたるも。三菱商事株式會社は三瓶山丸をして、當府取扱ひの物資を。又兵庫縣西宮酒造株式會社は嘉代丸をして、政府米を何れも自ら進んで、無料にて積載輸送に從事せり。此の積載量合計千五百一噸なり。

（二）運送契約船

運送契約に係るものは、傭船開始以前にありて、少數貨物の輸送を計りし外。十一月に至り大藏省營繕局扱に係る、各省「バラック」建築材料、救護事務局扱に係る、東京府市「バラック」建築材料の輸送に當り、海福、喜久の兩船を使用せり。而して之を以て輸送事務を閉鎖せり。時に大正十二年十一月十二日なり。契約船六隻積載貨物合計六千百二十六噸なり。

第三節　輸送事務

當初輸送の目的は、一に政府米を急送するにありしが。尋で政府の救護品、救護材料、慰問品等より。延て各方面より雲集する物資に及べり。今之を大別すれば左の如し。

一、政府米の輸送
二、當府取扱に係る救護物資の輸送
三、關西府縣聯合物資の輸送

四、依託物資の輸送
五、人員の輸送

前項に記するが如く、當時我大阪は、救護物資輸送の策源地として活動せしが。輸送物資は、齊しく救護品と稱するも。各其の目的を異にするを以て、之を類別整理して混亂を未然に防ぎ、迅速且つ正確に、輸送の目的を達せざるべからざるを以て、當局の苦心容易ならざるものあり。以下項を逐ふて、此等輸送に關する手續等を敍述すべし。

一、政府米の輸送

當時大阪に於ける、政府米の在高は、約五十七萬俵にして、住友、三菱、東神、浪華及杉村の五倉庫に保管せられたるが。九月三日農商務省食糧局長より、食糧局大阪出張所主任に對し、在大阪政府所有の內外米全部を、三日以內に橫濱に廻送すべき旨の電命あると同時に。內務次官よりも當府知事に對し、關係官廳と協議の上、一刻も速に廻米すべき旨の電命ありしは、前に記するが如くなるが。九月四日には竹內農商務書記官來阪、同樣の通達ありしを以て、直に五倉庫の各主任を始めとし。富島組及大正運輸の各艀船主任を招請して協議を重ね。倉庫の倉出能力、艀船の積出能力等を相調節して。日々左記の例に示すが如き、米穀輸送豫定表（第一號表）を作製して築港出張所に送達し。築港出張所に於ては、豫め輸送吏員を、各倉庫に配して、本部の命を待つが故に、豫定表に接す

るや。直に倉出に着手し、艀船移送本船積込に至る迄間斷なく續行し。極力豫定の業務を遂行するに努めたり。而して此の間に於て副食物、衣類、慰問品等日常生活上の急需品は、政府米と共に輸送に努めたるも。動々もすれば、船腹と艀船の不足を訴へ、豫定の輸送を爲すことを得ざりしに依り。九月九日に至り、先の政府米輸送の終了を告ぐる迄、一切他の物資の輸送を中止したる結果、輸送狀態漸次良好となり、九月十三日に至り、政府米五十萬八千六百二十四俵の輸送を終れり。

（第一號表）

九月十日食糧局米穀輸送豫定表

一、十三共同丸ニ積載（三七、五〇〇俵）

杉村倉庫　七、〇〇〇俵　自送

東神倉庫　六、〇〇〇俵　大正

三菱倉庫　八、〇〇〇俵　富島

住友倉庫　一六、五〇〇俵　自送

二、帝國丸ニ積載（二四、〇〇〇俵）

住友倉庫　二四、〇〇〇俵　自送

三、鮮洋丸ニ積載（二七、〇〇〇俵）

東神倉庫　一一、〇〇〇俵　大正

三菱倉庫　一一、〇〇〇俵　富島

合計八萬三千五百俵

九月十二日食糧局米穀輸送豫定表

一、東華丸ニ積載（五二、五〇〇俵）

三菱倉庫　五、〇〇〇俵　富島

東神倉庫　二八、〇〇〇俵　大正

大阪府臨時輸送部

（備考）

一、括弧内ノ數量ハ船腹豫想量ヲ示ス

二、自送トハ倉庫會社自ラ艀船運送ノ設ヲ有スルモノ

輸送手續としては、豫め食糧局より、倉出命令を爲して、倉庫管理者に通告し。輸送部係員は、倉庫管理者及運送業者と、立會の上之が授受を了し。運送業者は艀船又は自動車に依り運送船に移送し。此時第二號表に示すが如き傳票二通を調製し、内一通は輸送船運轉士の捺印を得て、荷物引換の證として之を受領し。他の一通は送り狀として、船長之を保管し荷揚地に到るものとす。

（第二號表）

第　番	艀船　川送書　枚内
揚地名	
番號　行印　出印　品名　個數　出荷主　荷受主　摘要	
計荷員	個

右之通差送候條現品ト御引合ノ上御受取可有之候也

大正　年　月　日午　時　艀積入　何某株式會社㊞

何丸御中

政府米輸送に使用せる、艀船は三百俵乃至千俵を積載するに適し。數隻を連結して、曳船に依り指定の輸送船に到達せしむ。而して之が輸送は、倉庫會社自から其の設備を有するもの、外は。富島

組及大正組の二大當業者に特名請負はしめたり。當時數百の艀船往來織るが如く、港内に一偉觀を呈せり。

（イ）住友倉庫

倉庫は築港、櫻島の二箇所にして、孰れも棧橋軌道の設備ありしも。艀船のみに依るときは、輸送の遲延を免かれざるを以て。築港大棧橋に繫留せる輸送船に積込むには、自動車の便を藉れり。而して九月四日より十二日に至る九日間に亘り、十三萬四千四百七十俵の積込を了せり。

（ロ）東神倉庫

倉庫は櫻島、西成、築港、高野堀の四箇所にして。櫻島を除く他の倉庫は、何れも棧橋又は繫船壁に面し、作業比較的容易なりしも。獨り櫻島倉庫は、河岸を去ること遠く、搬出困難を極めしも鐵道省より貨車二十輛を借入れ、省線を利用せり。其の積込總數十三萬九千七百四十三俵とす。

（ハ）三菱倉庫

倉庫は櫻島、安治川、築港南岸及天保山の四箇所に散在せるも。何れも棧橋及軌道の設備あり。就中櫻島は、總數量の過半を占めたりしが、九月四日以降八日間に於て、八萬二千三百俵の積出しを了せり。

（ニ）杉村倉庫及浪華倉庫

倉庫は何れも、尻無川及杉村運河に面し。水運至便にして、七十噸内外の艀船は容易に繋留し得るを以て。「ウキンチ」或は「エレベーター」を利用し、近きは手押車を用ひ、遠きは軌道に依り。「トラクタイ」を用ひて、敏捷に搬出することを得たり。九月四日以降五日間に搬出したる數量十五萬三千五百九十六俵なり。

（ホ）農商務省食糧局米輸送倉庫、船別數量表

積載船名 ＼ 倉庫名	出帆月日	住友	杉村	三菱	東神	浪華	計
あんです丸	九月四日	—	九、八七三	—	外米四、七七二袋	—	一四、六四五
神威丸	九月五日	五、〇〇〇	—	—	—	—	五、〇〇〇
鳥羽丸	九月六日	二、九一九	四一、一九七	八、三二四	内外米 一六、二五九 四、一九〇袋	—	六八、六九九
千香丸	同	一五、〇〇〇	—	—	—	—	一五、〇〇〇
神隆丸	同	五、三〇〇	三、九四八	六、六〇〇	内外米 九、〇六五 二、七五九袋	—	二四、九一三
長沙丸	同	九、七〇〇	二、五四〇	三、八三六	内外米 八、六一四 三、〇九四袋	—	二四、六九〇
北京丸	九月七日	一一、三七〇	二二、四七〇	—	—	—	三三、八四〇
銀山丸	同	六、八二九	—	一、三〇〇	二、八七一	—	一一、〇〇〇
天津丸	九月八日	一二、八二九	二六、二一〇	—	一七、六三一	—	五六、六七〇
天龍丸	同	—	—	一五、二二七	二三、一四三	—	三八、三七〇
神壽丸	九月九日	—	五、八三〇	—	二四、七六二	三、五五二	三四、一四四

チヱリボン丸	同	—	一一、二七〇	二三、二九四	一三、八九二	—	四七、四五六
千代丸	同	三〇、二九一	一〇、九一〇	—	—	—	四一、二〇一
嘉代丸	九月十日	—	—	八、七二〇	—	—	八、七二〇
帝海丸	九月十一日	一七、五一五	—	—	—	—	一七、五一五
ちた丸	同	九、一一七	六、七〇〇	八、二〇〇	六、一〇〇	—	三〇、一一七
十三共同丸	九月十二日	八、六〇〇	九、〇九六	二、五三〇	五、二三〇	—	二五、四五八
鮮洋丸	九月十三日	—	—	五、二六九	五、九一七	—	一一、一八六
計		一三四、四七〇	一五〇、〇四四	八三、三〇〇	内外米 一三八、二五八 一四、八一五	三、五五二	内外米 五〇八、六二四 一四、八一五

然るに芝浦及横濱方面の陸揚意の如くならず、且つ各方面よりの救護米、陸續罹災地に到着し。供給過剰を見るに至りし故を以て、食糧局は更に逆送の通告を發するに至り。大阪及神戸の兩港に於て、左記船舶に積載せるものを、戻入するの止むを得ざるに至れり。

大阪＝一三八、二七〇俵
- 天津丸　五六、六七〇俵　杉村倉庫
- 神壽丸　三四、一四四俵　東神倉庫
- チヱリボン丸　四七、四五六俵　三菱倉庫

神戸＝一一二、〇六四俵
- カロリン丸　五七、八六二俵
- 神瑞丸　三六、二一一俵
- 神宮丸　二九、九九一俵

二、當府の取扱に係る救護物資の輸送

當府の取扱に係る救護物資は(1)臨時震災救護事務局の命に依るもの、(2)震災地各官公署の依頼に係るもの、(3)當府の調達に係るもの、(多くは篤志家の寄附にして、調達を府に依託されたるもの)にして、既記の如く買付部たる産業部商務課、工務課、農務課、權度課等に於て、買付を爲し、(4)府、市、商業會議所聯合の發起により、募集したる義捐物資並慰問品は、庶務部寄贈品係たる内務部社會課に於て之を受付け、(5)各學校其の他より、罹災地學校に寄贈する物資並慰問品等は、同係たる内務部學務課に於て受領し。而して之が輸送に就き、各課は署此等物資の數量を豫測し、期日に先ち輸送本部に通告し。本部總務係は該通告に基き、物資の種類、噸數等を想定し。左記第三號表の如き船舶出入表を作製して、築港出張所を始め、關係各官署及び廳内各課に配付し、現品輸送の準備に便ならしむ。而して期日に至れば、各課は輸送物資の調書を作製して、輸送本部に交付し、本部配船係は第四號表又は第五號表に示すが如き船積命令書、又は艦積依頼書二通を作製して、出張所船舶係に送付し。一方に於て荷主は現品を築港に運搬して、出張所船舶係に之を交付し。船舶係は本部より接受せる命令書又は依頼書に對照して、檢收を終はると共に、物資の種類に應じて第一又は第二輸送係に傳達して船積に着手す。此の時曩に受領したる命令書又は依頼書二通の内一通は

保存し、一通を艦船長に交付するものとす。以上は當府救援物資輸送手續の概要にして、次項に記する物資輸送に就ても、大同小異の方法を執れり。

第三號表

大阪府臨時輸送部

船舶出入表

（九月二十三日現在）

船名	船主	入港月日	出港豫定月日	總噸數	行先	摘要
アンデス丸	大阪商船	十七日午后二時	二十四日午后六時	七、七三二	横濱	バラック材料大工、仲仕、船夫 二〇〇棟 四一五名
平明丸	太洋汽船	十五日午后五時	二十五日午后六時	四、三四四	東京横濱	バラック材料雜品、救護班 三〇〇棟 七〇〇名
第三眞盛丸	原商事	二十四日午後	未定	一、三五七	伊東熱海小田原葉山横濱	小田原町長依頼ノ雜品滋賀縣依頼ノ小田原行若干葉山行雜品横濱行雜品 三〇〇噸
佐賀丸	太洋汽船	二十一日午前	二十七日	二、二三二	東京横濱	バラック材料 一、〇〇〇噸
悠紀丸	辰馬汽船	二十四日	未定	三、一三三	東京横濱	バラック材料 三〇〇棟 九〇棟
北都丸	板谷商船	二十四日	未定	三、〇二九	東京横濱	バラック材料 九〇棟
第二厚田丸	佐藤商會	二十五日	未定	二、一五六	東京横濱	バラック材料 六〇棟
未定		二十七日				和歌山縣依頼木炭五、〇〇〇貫（横濱）大工六〇〇名、人夫一、〇〇〇名（横濱）避難民約三、〇〇〇名（横濱）雜品

第四號表

船積命令書

大正十二年　月　日

殿

左記物件　丸へ積載方御取計相成度候也

記

一、

積出人　大阪府

一、

行先　大阪府

第五號表

艦積依賴書

大正十二年九月　日

艦殿

左記物件　艦へ積載方取計相成度候也

記

一、

積出人

行先

一、

築港に於ける輸送部出張所に於ては、當府取扱に係る輸送品整理の方法として、出張所前の廣場に臨時受付所として、天幕張假舍三箇所を設く。

1) 府の買付に係るもの
2) 學務課關係に屬するもの
3) 社會課關係に屬するもの

各受付に於ては、輸送本部より交付を受けたる。船積命令書(又は依賴書)に對照して、各種物資を檢收し。各荷主には領收書を發し、寄贈に係るものは其の寄贈者、委託に係るものは其の託送者の氏名と數量を明記し、屆先を記載したる傳票を作製し、之を積込係に交付し。積込係は點檢の後屆先別に整理して、之を天幕內に保管し。艦船積込には、本船棧橋に繫留するものは、假舍より直に貨物自動車にて棧橋上に運搬し、繫船艀標に繫留するものには、艀船に依ることゝせり。艦船積込に

際しては、輸送部員は船員立會の上、物資の數量を點檢し。積込終了したるときは、夫々艦船長の託送領收票を徴し。物資の數量屆先等を示したる、積込明細表を作り。正本は輸送本部に送達し、副本は艦船に乘組み輸送地に出張する吏員に、手交すること、爲せり。而して輸送出張所にて取扱ひたる物資は、別紙輸送表に示すが如く、總計五萬七千八百二十四噸の多數に上れり。

大阪府救援物資輸送表

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
シカゴ丸	九月二日	澤庵	一、〇八〇貫	円 四四四	円 四七九、五二〇	横濱港 芝浦	本府購入
同	同	梅干	二七五貫	一、〇〇〇	二七五、〇〇〇	同	同
扇海丸	同	澤庵	一、〇八〇貫	四四四	四七九、五二〇	芝浦	同
同	同	梅干	二七五貫	一、〇〇〇	二七五、〇〇〇	同	同
同	同	氷	一、二六五貫	一四九	二四二、二七四	同	同
葵川風艦	九月三日	葱	五一四、二	一一三	五八、一〇四	横濱港	同
同	同	甘藷	二三六、四	八〇〇	一八九、一二〇	同	同
同	同	馬鈴薯	四六八、九	一六四	七六、九〇〇	同	同
同	同	青芋	五〇四、七	五九八	三〇一、八九〇	同	同
同	同	牛蒡	二九九、七	八〇五	二四一、二五八	同	同
ハルピン丸	同	米	一、一三二	—	—	同	同

室蘭丸	九月四日	梅干	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	横濱港 芝浦	同
アンデス丸	同	精米	一、五九二、四	三七、七七八	六〇、四四四、八〇〇	同	同
同	同	罐詰	八〇〇打	四、五〇三	三、六〇二、四〇〇	同	同
神威艦	九月五日	ビール	四〇打	—	—	横濱港	寄贈品
同	同	麵麭	二、〇〇〇	—	—	同	同
同	同	煉乳	九六〇	—	—	同	同
同	同	小餅	四	—	—	同	同
同	同	慰問品	四四四	—	—	同	同
扶桑艦	九月四日	飲料水	一、〇八四斤	一、七五四	一、九〇一、三三六	芝浦	本府購入
同	同	脱脂綿	五六〇	四、〇〇〇	二、二四〇、〇〇〇	同	同
同	同	ガーゼ	二四〇反	二十反 二、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	同	同
同	同	晒木綿	六九〇	七二〇	四九六、八〇〇	同	同
同	同	卷軸	一二〇尺	四十尺 一、一〇〇	三、三〇〇	同	同
同	同	油紙	二〇、〇〇〇	百枚 一、二〇〇	二五〇、〇〇〇	同	同
同	同	氷砂糖	三	—	—	同	寄贈品
同	同	食糧品	一	—	—	同	同
同	同	慰問品	一六一	—	—	同	同
同	同	雜品	一	—	—	同	同
玖摩艦	九月六日	蠟燭	八二四〇斤	五七〇	二、四六〇、八〇〇	同	本府購入

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
玖摩艦	九月六日	自動車タイヤー	一九一	二〇、八八〇円	三、九八八、〇八〇円	芝浦	本府購入
同	同	同チユーブ	五五	三、九〇〇	二一四、五〇〇	同	同
同	同	揮發油	五〇石	八〇、四二〇	四、〇二一、〇〇〇	同	同
同	同	機械油	二石	七五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	同	同
同	同	電球	一、九二九	二〇〇	三八五、八〇〇	同	同
同	同	雜品	九	—	—	同	同
同	同	澤庵	八八二	—	—	同	寄贈品
同	同	梅干	二三一	—	—	同	同
同	同	味噌	一七	—	—	同	同
同	同	醫料材料	二〇九	—	—	同	同
同	同	自動車	五	二、四五〇、〇〇〇	一二、二五〇、〇〇〇	同	本府購入
千香丸	同	同タイヤー	一八六	二〇、八八〇	三、八八三、六八〇	同	同
同	同	同チユーブ	一三八	三、九〇〇	五三八、二〇〇	同	同
同	同	電球	一、三八六	二〇〇	二七七、二〇〇	同	同
同	同	電池	一七	七八、八四六	一、三四〇、三八二	同	同
同	同	謄寫版	一	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	同	同
同	同	プランク	一	—	—	同	警察部在品
鳥羽丸	同	罐詰	六四八打	四、五〇三	二九、一七九、四四〇	同	本府購入

同	同	帆木綿	四九五反	四、六四三	二、二九八、五五〇	同	同
同	同	揮發油	八〇石	八〇、四〇〇	六、四三三、六〇〇	同	同
同	同	リユニー	五〇	—	—	同	同
同	同	精米	七三、六石	—	—	同	寄贈品
同	同	味噌	八五貫	—	—	同	同
同	同	澤庵	五四貫	—	—	同	同
同	同	梅干	五五貫	—	—	同	同
同	同	罐詰	三二	—	—	同	同
同	同	煉乳	一四四	—	—	同	同
同	同	食料品	三	—	—	同	同
同	同	衣類	三	—	—	同	同
同	同	雜品	三	—	—	同	同
長沙丸	同	罐詰	一、二〇〇打	四、五〇三	五、四〇三、六〇〇	同	本府購入
同	同	蠟燭	三、二〇〇斤	五七〇	一、八二四、〇〇〇	同	同
同	同	瀘水器及附屬品	一	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	精米	一二、八	—	—	同	寄贈品
同	同	澤庵	九〇貫	—	—	同	同
同	同	梅干	三三貫	—	—	同	同
同	同	生小餅	一九五袋	—	—	同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
長沙丸	九月六日	慰問品	四四六	円	円	芝浦	寄贈品
同	同	衣類	二〇一			同	同
同	同	罐詰	二五斤			同	同
北京丸	九月七日	麵麭	二八〇打	四、五〇三	一、二六〇、九一〇	同	本府購入
同	同	罐詰	二、五〇〇個	二一〇	二五〇、〇〇〇	同	同
同	同	飲料水	二〇〇打	一、七五四	三五〇、八〇〇	同	同
同	同	亞鉛引鐵板	二、七〇〇板	一、六五〇	一九、八〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	針金	六七二貫	一、〇四二	七〇〇、二四	同	同
同	同	自動車	二二四五〇〇〇		二、四五〇、〇〇〇	同	同
同	同	揮發油	五石	八〇、四二〇	四二、一〇〇	同	同
同	同	石油	四斗	六〇、〇〇〇	二四、〇〇〇	同	同
同	同	蠟燭	一、六〇〇斤	五七〇	九一七、〇〇〇	同	同
同	同	食料品	一四			同	同
同	同	精米	三六石			寄贈品	同
同	同	澤庵	七貫			同	同
同	同	梅干	三六貫			同	同
同	同	飲料水	一、二〇〇斤			同	同
同	同	食料品	一五個			同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
北京丸	九月七日	慰問品	六六個	円	円	芝浦	寄贈品
同	同	衣類	三九個			同	同
同	同	罐詰	七包			同	同
同	同	麵麭	四個			同	同
同	同	駄下	一個			同	同
同	同	蠟燭	一、六〇〇斤			同	同
同	同	タール	七包			同	同
同	同	衣類	四個			同	同
同	同	罐詰	二〇打			同	同
同	同	雜品	一個			同	同
同	同	食料品	二〇打			同	同
同	同	飲料水	二〇〇打			同	同
同	同	麵麭	一、一〇〇			同	同
同	同	慰問品	五			同	同
同	同	新聞	八			同	同
同	同	衛生材料	二			同	同
同	同	同	二四五			同	同
霧島艦	九月九日	蠟燭	二九、八〇〇斤	五七〇	一六、九八六、〇〇〇	本府購入	本府購入
同	同	精米	二三六、八石			同	寄贈品
同	同	梅干	一、八八五貫			同	同
同	同	澤庵	九七二貫			同	同
同	同	菓子	三貫			同	同
同	同	味噌	四五九貫			同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
霧島艦	九月九日	鹽	八〇貫	円	円	芝浦	寄贈品
同	同	醬油	八斗			同	同
同	同	飲料水	一、三五二斤			同	同
同	同	辛漬	五貫			同	同
同	同	梨	八貫			同	同
同	同	葱頭	五七二貫			同	同
同	同	支那人參	四斗			同	同
同	同	食料品	四三個			同	同
同	同	慰問品	一、六九一個			同	同
同	同	衣類	八三四			同	同
同	同	塵紙	五四〇貫			同	同
同	同	莫大小靴下	二			同	同
同	同	カーゼ	二			同	同
同	同	反物	一			同	同
同	同	晒木綿	二六			同	同
同	同	毛布	五			同	同
同	同	賣藥	二			同	同
同	同	蠟燭	二四五斤			同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
同	同	鹽	一	円	円	同	同
同	同	鍋	二			同	同
同	同	釜	二			同	同
同	同	馱下	六			同	同
同	同	バケツ	四個			同	同
同	同	雜品	一七五個			同	同
同	同	精米	二三、二石			同	同
同	同	澤庵	一八貫			同	同
同	同	梅干	一五貫			同	同
同	同	青芋	三五二貫			同	同
同	同	葱頭	三貫			同	同
同	同	馬鈴薯	二、三六四貫			同	同
同	同	慰問品	四四個			同	同
同	同	衣類	一〇			同	同
同	同	精米	五石			同	同
同	同	衣類	一三、〇〇〇枚	一、六五〇	一九、八〇〇、〇〇〇	同	本府購入
同	同	自動車	五輪 二四五〇〇〇		二三、三五〇、〇〇〇	同	同
同	同	タイヤー	三	二〇、八八〇	四五九、三六〇	同	同
同	同	チユーブ	六四	三、九〇〇	二四九、六〇〇	同	同
同	同	附屬品	五			同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
霧島艦	九月九日	揮發油	二〇石	八〇、四二〇 円	一、六〇八、四〇〇 円	芝浦	本府購入
同	同	モビール油	一、二石	一〇八、一五〇	二九、七八〇	同	同
同	同	蠟燭	二〇〇斤	五七〇	一一四、〇〇〇	同	同
同	同	燐寸	二八八打	七一	二〇、四四八	同	同
同	同	罫紙	四			同	同
同	同	用紙	四			同	同
同	同	賣藥	四三			同	同
比叡艦	同	精米	三九九、二石	三七、七七八	一五、〇八〇、九七八	同	同
三瓶山丸	同	麵麭	四八、〇〇〇	二〇	九六〇、〇〇〇	同	同
同	同	同	一、〇〇〇			同	寄贈品
同	同	澤庵	三六貫			同	同
同	同	食料品	七			同	同
同	同	慰問品	一六			同	同
同	同	雜穀類	二			同	同
同	同	衣類	一			同	同
同	同	精米	五九八、八石			同	同
同	同	澤庵	二八貫			同	同
同	同	梅干	七三七貫			同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
同	同	菓子	一三七			同	同
同	同	罐詰	八打			同	同
同	同	南瓜	八五貫			同	同
同	同	葱頭	二、三四八貫			同	同
同	同	馬鈴薯	二、八三四			同	同
同	同	甘藷	二、八六〇			同	同
同	同	青芋	一六			同	同
同	同	慰問品類	一二			同	同
同	同	衣類	一三			同	同
同	同	タオル	四			同	同
同	同	蚕豆	七五石			同	同
同	同	食器	二〇〇個			同	同
同	同	雜品	九個			同	同
同	同	精米	四〇〇石			同	同
博愛丸	九月十日	燐寸	五〇、〇〇〇打	七〇	三、五五〇、〇〇〇	同	本府購入
同	同	謄寫版	一〇個	二九、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	同	同
同	同	鑢	一〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	同	同
同	同	用紙	一〇、〇〇〇枚	一、八〇〇	一八〇、〇〇〇	同	同
同	同	用肉	四〇〇個	七〇〇	二八〇、〇〇〇	同	同

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
博愛丸	九月十日	精米	一五、七石	円	円	芝浦	寄贈品
同	同	玄米	六、四石			同	同
同	同	蘭貢米	五四、八石			同	同
同	同	麥	八斗			同	同
同	同	菓子	七二貫			同	同
同	同	澤庵干	三四二貫			同	同
同	同	梅漬	五五貫			同	同
同	同	福神漬	四斤			同	同
同	同	麵麭	一、七五〇			同	同
同	同	大豆	四斗			同	同
同	同	葱頭	二五、二六貫			同	同
同	同	罐詰	四打			同	同
同	同	食糧品	九九個			同	同
同	同	慰問品	九二個			同	同
同	同	衣類	四七〇個			同	同
同	同	衛生材料	一〇四			同	同
同	同	ネル	一八〇碼			同	同
木綿	同	木綿	五〇反			同	同

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
同	同	晒木綿	二四〇反			同	同
同	同	タオル	一個			同	同
同	同	毛布	一八個			同	同
同	同	用紙	一			同	同
同	同	塵紙	四五〇貫			同	同
同	同	賣藥	三〇			同	同
同	同	安全燭臺	二			同	同
同	同	上敷	三			同	同
同	同	莫大小肌衣	四〇、〇〇〇枚			同	同
同	同	下駄	一、三〇〇足			同	同
同	同	雜品	八六個			同	同
同	同	精米	一四石			同	同
同	同	澤庵	一八貫			同	同
同	同	味噌	二九貫			同	同
同	同	甘藷	六八九貫			同	同
同	同	慰問品	三〇個			同	同
同	同	衣類	四個			同	同
同	同	新聞	四			同	同
木材	同	木材	一、六七石			同	本府購入
室戸艦	同						

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
帝海丸	九月十一日	自動車（乗四	九臺	三四五、〇〇〇	円 三三、〇五〇、〇〇〇	芝浦	本府購入
同	同	同（荷五	三四五				
同	揮発油	二〇石	八〇、四一〇	一、六〇八、二〇〇	同	同	
同	同	モーピル油	三石	一〇八、一五〇	三六、三〇〇	東京	同
第壱共同丸	九月十二日	衛生材料（箱入）	四五五	—	—	東京	同
播津艦	九月十三日	惣頭	五三八貫	一二三	五九、六六四	東京	同
同	同	甘藷	一、五三〇	四二〇	六四二、六〇〇	神奈川	同
同	同	馬鈴薯	九一〇	二四	一四九、二四〇	同	同
同	同	梨（箱入）	四、〇〇〇	四〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	慰問品（箱入）	九三	—	—	寄贈品	同
同	同	衣類（莚包）	四六	—	—	同	同
同	同	精米	三、六石	—	—	同	同
同	同	澤庵	一八貫	—	—	同	同
同	同	醤油	〇、八石	—	—	同	同
鮮洋丸	同	針金	七、三九二貫	一、〇四二	七、七〇三、四六七	東京	本府購入
同	同	亞鉛鑄平板	五〇、三〇〇枚	一、六五〇	八二、九五〇、〇〇〇	同	同
同	同	麺麭	五〇、〇〇〇個	二〇	一、〇〇〇、〇〇〇	横濱	同
アルタイ丸	同	煉乳	五三、九四四	三七五	一九、八五四、〇〇〇	同	同
同	同	梅干	一八、七〇〇	一、〇〇〇	一八、七〇〇、〇〇〇	同	同

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
同	同	ビール	三三打	四、一二五	一三三、〇〇〇	同	同
同	同	醤油	〇、三石	三六、二五〇	七、二五〇	同	同
同	同	精米	二、〇石	三七、七七八	七五、五五六	同	同
同	同	清涼飲料水	六、〇〇八打	一、七五四	一〇、五三八、〇三二	同	同
同	同	砂糖	五、〇〇〇斤	二四七	一、二三五、〇〇〇	同	同
同	同	罐詰	四、〇〇〇打	四、五〇三	一八、〇一二、〇〇〇	同	同
同	同	帆木綿	四、〇〇〇反	三三、六六七	九〇、六七〇、七九〇	同	同
同	同	脱脂綿	二〇、八磅	一、〇〇〇	二〇、八〇〇	同	同
同	同	板〆用紙	四〇〇貫	一、八〇〇	七二〇、〇〇〇	同	同
同	同	下駄	四〇、〇〇〇	二五〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	亞鉛鑄平板	一四八、八五〇	一、六五〇	二四五、六二五、〇〇〇	同	同
同	同	金槌	五、〇一〇	二、〇〇〇	一〇、〇二〇、〇〇〇	同	同
同	同	琺瑯茶瓶	六三個	二三三	一四、六七九	同	同
同	同	晒木綿	三、〇〇〇	七二〇	二、一六〇、〇〇〇	同	同
同	同	蒲團	二流	二五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	同	同
同	同	洋釘	二〇、〇〇〇貫	九〇三	一八、〇六〇、〇〇〇	同	同
同	同	消毒箸	三〇〇、〇〇〇本	二三〇	六九、〇〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	自轉車	一〇〇臺	六四、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	上敷（莚包）	一六	—	—	同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
同	同	味淋漬	四五			同	同
同	同	蕨頭漬	二、四二六貫			同	同
同	同	大豆	四、五石			同	同
同	同	參	一、〇石			同	同
同	同	煉乳	九六			同	同
同	同	菓子	五八			同	同
同	同	馬鈴薯	一四三貫			同	同
同	同	味噌漬	五六一貫			同	同
同	同	薑漬	一六五			同	同
同	同	澤庵漬	五、五〇八			同	同
同	同	奈良漬	二一〇			同	同
同	同	梅干	三八五貫			同	同
同	同	食酢（箱入）	二〇			同	同
同	同	罐詰	四打			同	同
同	同	參及大豆	一、二石			同	同
同	同	精米	六二、八石			同	同
同	同	衣類（莚包）	八四一			同	同
アルタイ丸	九月十三日	慰問品（箱入）	六〇二	円	円	東京横濱	寄贈品

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
同	同	大和漬	一七五			同	同
同	同	其他食料品	九七			同	同
同	同	食器（弦包）	二四七			同	同
同	同	タオル（莚包）	三			同	同
同	同	蒲團（同）	二			同	同
同	同	琺瑯鐵器（同）	一二六			同	同
同	同	晒木綿（同）	三〇二			同	同
同	同	亞鉛板	八二			同	同
同	同	賣藥（箱入）	四、九九四枚			同	同
同	同	箸	五、八〇〇本			同	同
同	同	杓子（弦包）	九			同	同
同	同	半紙（同）	八四			同	同
同	同	傘（同）	一			同	同
同	同	バケツ（同）	一三			同	同
同	同	洗面器（同）	一			同	同
同	同	金屬寢臺（莚包）	三			同	同
同	同	四分板	一四			同	同
同	同	鳥打帽子	一〇〇			同	同
同	同	下駄（箱入）	一			同	同

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
アルタイ丸	九月十三日	鍋（莚包）	二	円	円	東京	
同	同	毛布（同）	一	〃	〃	横濱	本府購入
同	同	繩	七貫	〃	〃	同	同
同	同	雜品	二	〃	〃	同	同
ハバナ丸	九月十四日	晒木綿	一四、〇〇〇	七二〇	七、六八〇、〇〇〇	横須賀	同
同	同	ジヤツキ	三〇個	三、八五〇	二二五、五〇〇	同	同
同	同	蠟燭	一八〇斤	四二〇	七八九、六〇〇	同	同
同	同	慰問品（箱入）	一	〃	〃	同	寄贈品
同	同	衣類（莚包）	一三	〃	〃	同	同
同	同	精米	六、四石	〃	〃	同	同
同	同	澤庵漬	一七貫	〃	〃	同	同
同	同	梅干	一八貫	〃	〃	同	同
同	同	醬油	七〇、四石	〃	〃	同	同
同	同	自轉車	五臺	〃	〃	同	同
同	同	琺瑯器具（莚包）	一六	〃	〃	同	同
同	同	學校用品（箱入）	一	〃	〃	同	同
同	同	雜品	二	〃	〃	同	同
小樽丸	九月十七日	塩	一、五〇〇貫	二、一〇〇	三三、〇〇〇	小笠原島	本府購入

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
同	同	澤庵	一八〇	四四四	七九、九二〇	同	同
同	同	精米	一五〇石	三七、七七八	五六六、六七〇	同	同
同	同	馬鈴薯	四五五貫	一六四	七四、六二〇	同	同
同	同	亞鉛鍍平板	二五、七五〇枚	一、六五〇	四二、四八七、五〇〇	神奈川	同
同	同	杉皮	二、〇〇〇坪	二、六二〇	五、二四〇、〇〇〇	同	同
同	同	セメント	五〇樽	七、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	同	同
同	同	釘	一、六九六	九〇二	一、五二九、七九二	同	同
同	同	洋半紙	二〇〇石	三七、七七八	七、五五五、六〇〇	同	同
同	同	塵紙	一〇	八〇四、二〇〇	八〇四、二〇〇	同	同
同	同	揮發油	五〇〆	一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	同	同
同	同	精米	一〇〇	三、六〇〇	七二〇、〇〇〇	同	同
同	同	洋紙	七五、〇〇〇打	七二〇	五、四〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	石鹸	五〇〇個	一、一九〇	五九五、〇〇〇	同	同
同	同	平鍋	五〇〇個	六五〇	三二五、〇〇〇	同	同
同	同	蓋	二石	三〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	同	同
同	同	粉	一〇〇俵	六四、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	晒	一、六〇〇	二、二八三	三、六五三、八〇〇	同	同
同	同	自轉車	一〇〇	六四、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	綿布	一、六〇〇	二、二八三	三、六五三、八〇〇	同	同
同	同	衛生材料及藥品（箱入）	一五	—	八二五、四三〇	同	同
同	同	ジヤツキ	二〇個	三、八五〇	七七、〇〇〇	同	同
鹿山丸	九月十八日	亞鉛鍍平板	二五、七五〇枚	一、六五〇	四二、四八七、五〇〇	神奈川	同

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
ハバナ丸	九月十八日	燐寸	七、二〇〇打	七	五一、二〇〇	神奈川	本府購入
同	同	牛肉罐詰	二〇〇	五、〇七五	一、〇一五、〇〇〇	同	同
同	同	福神漬	二〇〇打	三、三三五	六六五、〇〇〇	同	同
同	同	煉乳	一九二〇個	三七五	七二〇、〇〇〇	同	同
同	同	鹽	二五、〇〇〇貫	二、一〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	砂糖	六、〇〇〇斤	二四七	一、四八二、〇〇〇	同	同
同	同	醤油	四〇、〇石	三六、二五〇	一、四五〇、〇〇〇	同	同
同	同	バケツ	五〇〇個	四三〇	二一五、〇〇〇	同	寄贈品
同	同	文具（箱入）	〇	〇	〇	同	同
同	同	慰問品（箱入）	〇	〇	〇	同	同
同	同	衣類（莚包）	〇	〇	〇	同	同
同	同	鹽昆布（箱入）	〇	〇	〇	同	同
同	同	福神漬	〇	〇	〇	同	同
同	同	菓子（箱入）	〇	〇	〇	同	同
同	同	精米	〇	〇	〇	同	同
同	同	足袋（箱入）	〇	〇	〇	同	同
同	同	毛布（莚包）	〇	〇	〇	同	同
同	同	タオル（莚包）	〇	〇	〇	同	同

船名	出航月日	品目	数量	単価	価格	行先地	備考
同	同	藁（箱入）	二五	一	二五	同	同
同	同	精米	六六、八石	一	六六、八〇〇	同	本府購入
運天丸	九月十八日	麹	五〇、〇〇〇	二	一〇〇、〇〇〇	東京	同
同	同	清涼飲料水	三八四打	一、七九〇	六八七、三六〇	同	同
同	同	ビール	三八四	四、一二五	一、五八四、〇〇〇	同	同
同	同	赤札ウイスキー	二五六	一〇、八七五	二、八八一、八七五	同	同
同	同	葡萄酒	三三	一一、三〇〇	三五八、四〇〇	同	同
同	同	パインアップル（罐詰）	一九六	二、九三七	五七五、六五二	同	同
同	同	フライビンス	八、〇〇〇個	八〇	六四〇、〇〇〇	同	同
同	同	繩木綿	三、七四〇反	三、二八〇	八、五二七、二〇〇	同	同
同	同	晒粉	四、〇石	三〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇	同	同
同	同	鍋	五〇個	九、四〇〇	四七五、〇〇〇	同	同
同	同	平鍋	五〇個	三、八〇〇	一九〇、〇〇〇	同	同
同	同	鍋蓋	五〇個	三、八〇〇	一九〇、〇〇〇	同	同
同	同	鉛筆	二、七〇〇哥	二、六〇〇	七、〇二〇、〇〇〇	同	同
同	同	バケツ	三二、五〇〇個	四三〇	三四、三五〇、〇〇〇	同	同
同	同	洋釘	二六〇貫	九〇二	一四四、三二〇	同	同
同	同	服	一、〇〇〇着	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	巡査夏帽子	六〇〇個	二、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	呼笛	二、〇〇〇	五〇	一〇〇、〇〇〇	同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
運天丸	九月十八日	帽章	二、〇〇〇	八〇	一六〇、〇〇〇	東京	本府購入
同	同	捕繩	一、〇〇〇筋	五〇	五〇、〇〇〇	同	同
同	同	蠟燭	五、一二〇斤	四三〇	二、一五〇、四三〇	同	同
同	同	昇汞	三〇〇	七五〇本	三〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	石炭酸	一、〇〇〇	九〇〇	九〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	慰問品（箱入）	五八個	—	四九五、〇〇〇	同	同
同	同	衣類（莚包）	二〇六	—	—	同	同
同	同	精米	二、四石	—	—	同	同
同	同	梅干	二一〇	—	—	同	同
同	同	醬油	四、〇石	—	—	同	同
同	同	毛布（莚包）	二一貫	—	—	同	同
同	同	賣藥（箱入）	二、四石	—	—	同	同
同	同	食品（藁包）	二一〇	—	—	同	同
同	同	護謨靴（箱入）	六三	—	—	同	同
同	同	下駄（莚包）	二	—	—	同	同
尻矢艦	九月十九日	亞鉛鑄波板	二、五〇〇枚	一、六五	四、一二五、〇〇〇	横須賀	本府購入

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
同	同	釘	一〇、〇〇〇貫	九〇三	九、〇三〇、〇〇〇	同	同
同	同	亞鉛引鐵板	六二、五〇〇枚	一、六五〇	一〇三、一二五、〇〇〇	同	同
平龍丸	九月廿一日	揮發油	三、九〇〇石	八〇、四二〇	三二三、六三八、〇〇〇	陸軍省	同
五洋丸	同	洋釘	六、四〇〇貫	九〇三	五、七七二、八〇〇	東京	同
同	同	針金	一〇、五二四	一〇四二	一〇、九六六、〇〇八	事務局陸軍省	同
同	同	揮發油	二、〇八八、六石	八〇、四二〇	一六七、九六五、二九二	同	同
同	同	亞鉛鑄平板	一六八、九五〇枚	一、六五〇	二七八、七六七、五〇〇	同	同
同	同	揮發油	一八〇石	一〇八、一五〇	一九、四六七、〇〇〇	同	同
同	同	グリース油	二、二石	—	—	同	寄贈品
同	同	モビール油	八、二石	—	—	同	同
同	同	モビール油	二石	—	—	同	同
泰山丸	同	ワイヤーロープ	六棚	六八、七五〇	四三、五〇〇	東京	本府購入
同	同	同	三〇個	二五〇	七、五〇〇	同	同
同	同	同	二一貫	一七一四	三六、〇〇〇	同	同
同	同	マニラロープ	一棚	八、〇〇〇	八、〇〇〇	同	同
同	同	木材	一〇、八四三	—	—	同	同
長沙丸	同	混綿毛布	一、九〇枚	二、八六九、〇〇〇	二、八六九、〇〇〇	東京神奈川	同
同	同	綿毛布	一、五一〇枚	三、〇八〇	五、三三五、三五〇	東京、神奈川、横濱	同
同	同	バケツ	一〇、〇〇八個	四三〇	四、三〇三、四四〇	横濱	同
同	同	亞鉛鑄平板	六〇、一〇〇枚	一、六五〇	九九、一六五、〇〇〇	東京	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
長沙丸	九月廿一日	カタン糸	八四打	一、〇〇〇	八四、〇〇〇	東京	本府購入
同	同	鐵條網	四七〇貫	五五九	二六二、七三〇	神奈川小菅刑務所	同
同	同	下駄	三四、五六〇足	二四三	七、二七一、三八〇	東京横濱	同
同	同	晒木綿	一、五〇〇反	七三〇	一、〇九五、〇〇〇	神奈川	同
同	同	冬服衣袴（莚包）	四二	—	—	警視廳	同警務課
同	同	外套甲（莚包）	三三	—	—	同	同警務課
同	同	外套乙（莚包）	一七	—	—	同	同警務課
同	同	外套覆面（莚包）	四	—	—	同	同警務課
同	同	刀帶及腕貫（莚包）	二	—	—	同	同警務課
同	同	外套卸（箱入）	一	—	—	同	同警務課
同	同	肩章（莚包）	一	—	—	同	同警務課
同	同	雜品	六	—	—	東京救護所大阪出張所	本府購入
同	同	衣類（弧包）	一六	—	—	神奈川	同
同	同	莫大小肌着（莚包）	二	—	—	同	同
永安丸	永安丸	鑢	三五、五〇〇貫	九〇〇	三一、九五〇、〇〇〇	館山灣安房郡役所	同
同	同	蠟燭	二〇、〇〇〇斤	五七〇	二、四〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	燐寸	二三、二〇〇打	七〇	八六六、一〇〇	同	同
同	同	防疫用石炭酸外五點（箱入）	一九	—	八三一、三五〇	同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
同	同	亞鉛鍍平板	一二五、〇〇〇	一、六五〇	二〇、六二五、〇〇〇	同	同
同	同	針金	一、八五五貫	二、四四二	一、九三二、九一〇	同	同
同	同	釘	四、八〇〇貫	九〇二	四、三九、六〇〇	同	同
同	同	クレオソート油	二〇〇石	二八〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	東京事務局	同
同	同	馬鈴薯	一、三〇〇貫	二〇〇	二六〇、〇〇〇	大島	同
同	同	澤庵	五四〇貫	四四四	二三九、七六〇	同	同
同	同	玄米	四五〇石	三四、〇〇〇	二五、三〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	壜	七一〇貫	二、一〇〇	一、五二一、〇〇〇	同	同
同	同	慰問品（箱入）	一三七	—	—	東京	同
同	同	精米	一、一二石	—	—	同	同
同	同	澤庵	一九八貫	—	—	同	同
同	同	モビール油	二〇〇、〇〇石	一〇八、二五〇	二一、六六、〇〇〇	同	同
同	同	鑢	八、五〇〇貫	九〇〇	七、六五〇、〇〇〇	同	同
同	同	綱（莚包）	二一〇	—	八、〇五六、〇〇〇	同	同
海洋丸	九月廿二日	梅干	二貫	一、〇〇〇	二、〇〇〇	同	同
同	同	パケツ	七、五六〇個	四三	三、三七、五八〇	東京横濱	同
同	同	綿縫針	一、五〇〇、〇〇〇本	一萬本七、〇〇〇	—	同	同
同	同	砥石（莚包）	三六二	—	—	同	同
同	同	大工道具一式（箱入）	一五三	—	—	同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
海洋丸	九月廿二日	醬油	二〇〇、〇石	三六、二五〇円	七、二五〇、〇〇〇円	横濱	本府購入
同	同	味噌	三、四〇〇貫	七〇〇	二、三八〇、〇〇〇	同	同
同	同	藥瓶	一、〇〇〇	三二	三二、〇〇〇	同	同
同	同	同	一〇、〇〇〇	二一〇	二、一〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	差込便器	一、〇〇〇	二一〇	二一〇、〇〇〇	同	同
同	同	ヂガレーン外三十六點（箱入）外科手術器械手術用品外二十三點（箱入）	二一	—	八一五、四三〇	同	同
同	同		一〇	—	三七五、八〇〇	同	同
同	同	精米	一四、四石	—	—	東京	寄贈品
同	同	玄米	四、四石	—	—	同	同
同	同	大豆	一三、〇石	—	—	同	同
同	同	麥粉	四、二石	—	—	同	同
同	同	葱頭	三、六八〇貫	—	—	同	同
同	同	青芋	一三	—	—	同	同
同	同	鰹罐詰	二〇打	—	—	同	同
同	同	澤庵	二三貫	—	—	同	同
同	同	梅干	一九八	—	—	同	同
同	同	奈良漬	七	—	—	同	同
同	同	酢	〇、四石	—	—	同	同

同	同	慰問品（箱入）	五七	—	—	東京	寄贈品
同	同	衣類（莚包）	二二	—	—	神奈川	同
同	同	白木綿	七〇〇反	—	—	横濱	同
同	同	晒木綿	一〇〇	—	—	東京	同
同	同	毛布（莚包）	一	—	—	神奈川	同
同	同	タオル（莚包）	一	—	—	同	同
同	同	木櫛（箱入）	一	—	—	同	同
同	同	下駄（袋入）	一	—	—	同	同
同	同	衛生材料（莚包）	二五	—	—	同	同
同	同	賣藥（箱入）	八四	—	—	警視廳	同
同	同	茶	五〇貫	—	—	横須賀	同
同	同	石鹼	二〇〇斤	—	—	神奈川	同
同	同	護謨靴（莚包）	一	—	—	横濱	同
同	同	茶椀（菰包）	六	—	—	同	同
同	同	醫藥（箱入）	七	—	—	同	同
同	同	莫大小肌衣（莚包）	五	—	—	同	同
同	同	荷車	一輛	—	—	同	同
同	同	蠅取紙（箱入）	五	—	—	横濱	同
同	同	雜品	一八	—	—	東京	同
						神奈川	

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
アンデス丸	九月二十四日	造船材料 天然木	三〇本	一	三〇	横濱	本府購入
同	同	同 洋釘	三貫	九〇二	二八、八六四	同	同
同	同	同 船釘	九俵	—	—	同	同
同	同	同 槇ハダ	二叺	—	—	同	同
同	同	同 栓木（莚包）	二	—	—	同	同
同	同	解	一〇艘	—	—	同	同
同	同	自動車	一臺	二四五、〇〇〇	二四五、〇〇〇	同	同
同	同	建築材料	七、〇〇〇噸	—	—	同	同
平明丸	九月二十五日	亞鉛鑄平板	一六四、八五五枚	一、六五〇	二七一、四三二、七五〇	東京	同
同	同	樟	六脚	二一、三三三	六九、〇〇〇	同	同
同	同	椅子	二〇脚	六、二〇〇	一二四、〇〇〇	同	同
同	同	天幕	二組	七五、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	同	同
同	同	鎖	一八九、五〇〇	九〇〇	一七〇、五五〇、〇〇〇	同	同
同	同	クレオソート油	三七、二石	三三四、〇〇〇	八、七〇四、八〇〇	同	同
同	同	下駄	二、五〇〇足	二五〇	六三四、〇〇〇	横濱	同
同	同	出シ昆布	六〇貫	一、八五〇	二一一、〇〇〇	同	同
同	同	ゼんまい	二〇	四、三〇〇	八六、〇〇〇	同	同
同	同	素麺	三三	八九二	三〇、一〇〇	同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
同	同	鉛丹	二三	九三八	二一、〇〇〇	同	同
同	同	干瓢	五〇	五、二〇〇	二六〇、〇〇〇	同	同
同	同	澤庵	二八八	四四四	一二七、八七二	同	同
同	同	梅干	九九	一〇〇〇	九九、〇〇〇	同	同
同	同	ハム	一〇	七、四〇一	七三、七九〇	同	同
同	同	ベーコン	二	六、三〇〇	六七、四一〇	同	同
同	同	煮肉罐詰	二四打	五、〇七五	二二、八〇〇	同	同
第三眞誠丸	九月二十七日	梅干	二三〇貫	一、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	熱海伊豆	同
同	同	澤庵	一、八〇〇	四四四	五三五、二〇〇	同	同
同	同	亞鉛鑄平板	六、二五〇枚	一、六五〇	一〇、三二五、〇〇〇	葉山	同
佐賀丸	九月二十八日	鎖	一八、〇〇〇貫	九〇〇	一六、二〇〇、〇〇〇	東京	同
同	同	クレオソート油	三六、四石	二三四、〇〇〇	八、五二七、二〇〇	同	同
同	同	バラック用木材	九、六〇五石	—	—	同	同
同	同	綿ネル	六、四五四	二、八六一	八三、〇〇四、八九四	同	同
韓崎艦	九月二十九日	鎖	一六三、五〇〇貫	九〇〇	一四七、一五〇、〇〇〇	同	同
北都丸	同	バラック用材	一五、二四六石	—	—	同	同
悠記丸	九月三十日		二、五〇〇噸	—	—	同	同
仁昌丸	十月三日	綿縫糸	一七、二八七石	—	—	同	同
同	同	木綿蒲團地	六四、二〇〇反	一、二〇〇	七七、〇四〇、〇〇〇	同	同

船名	出航月日	品目	數量	單價	價格	行先地	備考
仁昌丸	十月三日	蒲團縞	四二、九〇〇反	一、一八〇円	五〇、六三二、〇〇〇円	東京	本府購入
同	同	木綿縞	三〇、〇〇〇反	一、一四四	三四、三二八、八〇〇	同	同
同	同	金巾裏地	二、〇〇〇反	一、〇八〇	二、一六〇、〇〇〇	同	同
同	同	總理裏地	一三、〇〇〇反	九六〇	一二、四八〇、〇〇〇	同	同
同	同	眞岡裏地	一〇、〇〇〇反	九三〇	九、三〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	木綿裏地	二、〇〇〇反	九一〇	一、八二〇、〇〇〇	同	同
同	同	晒木綿	二五、〇〇〇反	七五〇	一八、七五〇、〇〇〇	同	同
同	同	着物用綿	二、〇〇〇貫	七、九〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	醫藥品（箱入）	一五	—	一、八八〇、〇〇〇	同	同
同	同	自動車（乘用）	二臺	六、一〇〇、〇〇〇	一二、二〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	貨物自動車	八臺	五、九一〇、〇〇〇	四七、二八〇、〇〇〇	同	同
同	同	自動車々庫用材	一噸	—	—	同	同
第二小樽丸	十月十三日	精米	一、二石	三七、七七八	四五、三三四	芝浦	同
同	同	小綿	二、〇〇〇貫	四、九〇〇	九、八〇〇、〇〇〇	同	同
越後丸	十月二十日	自動車タイヤー	一八本	二〇、八八〇	三七五、八〇〇	同	同
同	同	同チユーブ	二本	—	—	同	同
豐國丸	十月二十一日	綿	三、〇八〇貫	四、九〇〇	一五、〇九二、〇〇〇	同	同
同	同	漬物	三六	—	—	同	寄贈品

同	同	梅干	三	—	—	同	同
同	同	葱頭	一五〇	—	—	同	同
同	同	衣類	二、三八九個	—	—	同	同
同	同	教科書	七四四	—	—	同	同
同	同	豆及米	八斗	—	—	同	同
同	同	梅干	一一貫	—	—	同	同
同	同	衣類	一五個	—	—	同	同
同	同	藁繩	四〇貫	—	—	同	同
同	同	衣類	一一個	—	—	同	同
同	同	蒲團	一〇〇	—	—	同	同
同	同	衣類	三	—	—	同	同
同	同	足袋	一六〇	—	—	同	同
同	同	半紙	三五六	—	—	同	同
同	同	塵紙	三七	—	—	同	同
同	同	教科書	六	—	—	同	同

三、傭船其他の契約

（イ）傭船契約

輸送部に於て各方面より雲集する貨物の種類數量輸送の緩急順序等を稽へ、船型を撰び且つ使用時

を豫定し、大阪遞信局海事部を通して日本船主協會に要請し、船主協會は更に各船主に交渉し、所要の船舶を大阪港に回航す。回船に關しては別紙樣式に依る回船命令書を交付し、大阪港に着船の上積荷の準備整ひたる後直に輸送部出張所に届出、而して輸送本部より別紙樣式に依る入港證明書を交付し荷役を開始す。積荷終りし後再び出張所に届出出帆の指揮を請ふや、本部に於て其の船舶に於ける物資監督員に出港命令書を持參せしめ船長に交付し、茲に其航程に就かしむ。而して其の監督員たることを證明するには、別記樣式乘船通知書を船長に交付するものとす。次に傭船の期間は傭船すべき船舶が大阪港に入港し、積荷の準備成り入港證明書を交付せし時に始り、輸送を終へ大阪港に歸着の上港務部長の證明ある着港届（別記參照）を輸送部に提出し、解傭の通知書（別記參照）を交付せし時迄とし、尙傭船料算出上傭入の日が午後なるとき、又解傭の日が午前なるときは日額の二分の一とし、傭船中船体の破損等の爲休航せしときは、其の間の傭船料は之を控除し、而して全傭船料は凡て日割計算の法を採れり。傭船料率に關しては兵庫縣に於ける料率に倣ひ、當初遞信局海事部及日本船主協會と協議し、假料率を定め各船主に對し八割の内拂をなしたりと雖、震災事務局に於て關係府縣傭船料率を統一する方針を採りし爲、料率確定に至るまで數回の接衝を重ね、漸く別紙料率表の如く決定し、正式契約を締結し傭船料の精算を終へしは實に大正十三年三月なりき。

回航命令書

一、船名　何丸

船主　何會社

右船舶ハ震災救護物資輸送ノ爲當府ニ傭船可致ニ付何月何日迄ニ大阪港ニ回航スヘシ

大正十二年九月　日

大阪府臨時輸送部

入港證

一、船名　何丸

船主　何會社

右ハ當府ニ於テ傭船シタルモノニシテ九月何日午前午後何時何分大阪港ニ入港シタルコトヲ證明ス

大正十二年九月　日

大阪府臨時輸送部

出港命令書

一、何　丸　　船　長

右ハ當府取扱ニ係ル震災救護品輸送船トシテ九月何日午前
シ　　午後何時何分大阪港發何港へ向ケ出發スヘ

右命令ス

大正十二年九月　日

大阪府臨時輸送部

乘船通知書

右之者震災救護爲用務何市へ出張スル者ニ付乘船セシメラレ度此段及通知候也

大正十二年九月　日

何　某

何丸船長殿

着港届

大正十二年何月何日

大阪府臨時輸送部

大阪府御中

貴府御備上當社船何丸本日午前
午後何時何分歸着致候間此段御届申上候

何某株式會社

入港證明御願

一、船　名　何　丸

一、總噸數　何　噸

一、船　主　何某株式會社

一、入港年月日時　大正何年何月何日午前
午後何時何分

右御證明被成下度此段奉願上候也

大正何年何月何日

何丸船長　何　某

大阪府港務部長　何某殿

右證明ス

大正何年何月何日

以下餘白

大阪府港務部長　何　某

船舶解傭通知書

一、汽　船　何　丸

右汽船ハ震災救護品輸送用務ノ爲當府ニ於テ傭船中ノ處用務終了候ニ付大正何年何月何日午前何時限リ解傭致候條此段及通知候也

大正何年何月何日

大阪府臨時輸送部

何某株式會社御中

船舶借上ケニ關スル覺書

一、船舶借上ケニ際シ船主ノ希望ニ依リテハ回船命令書ヲ交付ス

二、借上ケ料率ハ炭水ハ船主ノ負擔トシ總噸一噸ニ付一箇月何程トシ借上料金支拂ノ際船主ト協定ス

三、借上ケ料ハ月央、月末ノ二回前記ノ料率ニ依リ使用日數ニ應シ日割ヲ以テ支拂フ使用日數ハ本船カ借上ケ命令地到着ノ日ヨリ起算シ揚荷ヲ終リ命令地ニ歸着スル迄ノ期間トス

四、船内人夫賃艀賃其他積揚ニ關スル費用ハ總テ借上ケ者ノ負擔トス

五、積荷ニ要スル敷板敷蓆其他類似ノ材料ハ借上ケ者ノ負擔トス

六、積荷ハ借上ケ者ノ指圖ニ依リ船主ニ於テ便宜保險契約ヲ締結スヘシ保險料ハ借上ケ者之ヲ負擔ス

七、積荷ノ損害滅失員數ニ關シテハ船主其ノ責ヲ負ハス

八、借上ケ者ノ指圖ニ依リ乘船セシメタル者ニ對スル設備食料其他ハ借上ケ者ノ負擔トス

九、必要ニ應シ本覺書ノ外ニ船舶借上ケニ關スル契約書ヲ作成スルコトアルヘシ　以上

大正十二年九月八日

大阪府知事

財團法人日本船主協會

專務理事　上谷　續殿

傭船契約書

關東地方震火災救護品救恤品又ハ避難者等輸送ノ爲大阪府知事（以下單ニ甲ト稱ス）ト汽船　丸
ノ船主（扱船ニ付テハ傭船主）（以下單ニ乙ト稱ス）トノ間ニ於テ左記條項ニ基キ傭船契約ヲ締結ス

第一條　乙ハ甲ノ指定シタル日時ニ左記船舶ヲ大阪港ニ回航シ甲ノ指定シタル貨物又ハ避難者ヲ搭載シ甲ノ指定シタル日時ニ出港シ　港ニ回航運送スルモノトス

一、汽　船　丸
二、總　噸　數　噸（一部船腹ノ場合ハ内提供噸數　噸）
三、重　量　噸　數　噸
四、客船貨物船ノ別　船

第二條　傭船期間ハ本船カ大阪港ニ到着シ搭載準備整ヒタル日時ヨリ起算シ甲ノ指定スル地ニ陸揚ヲ終リ大阪港ニ歸着シタル日時迄トス但シ乙ノ都合ニ依リ陸揚地ヨリ任意地ニ回航スル場合乙ノ申出ニ依リ其ノ地ニ於テ解傭シタルトキ又ハ第五條第十一條ニ依リ解傭シタルトキハ其日時ヲ以テ終ルモノトス

第三條　傭船料ハ總噸數又ハ提供噸數（壹噸未滿切捨）ニ對シ毎壹噸壹ケ月金　圓　トシ傭船日數ニ應シ日割ヲ以テ計算ス但シ日割計算ハ其ノ月ノ曆日數ヲ以テ除シ前乘後除ノ算法ニ依ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ傭入ノ日カ午後ナルトキ及解傭ノ日カ午前ナルトキハ日額ノ二分ノ一トシ計算スルモノトス

第四條　天候不良又ハ甲ノ都合ニ依リ積込陸揚等ヨリ生シタル事故ニ基因シ滯留シタル場合ヲ除クノ外如何ナル理由アルモ滯留、入渠、又ハ遲延日數ニ對スル傭船料ハ支拂ハサルモノトス

第五條　本船カ有料ニテ他ノ貨客ヲ搭載シ何時ニテモ本契約ヲ解除シ得ルモノトス

第六條　傭船ニ要スル石炭用水船員ノ給料食費又ハ水先料棧橋浮標使用料並ニ投錨拔錨及轉錨ニ要スル費用ハ總テ乙ノ負擔トス

第七條　船内人夫賃艀賃其ノ他積卸ニ要スル費用並ニ甲ノ指圖ニ依ル材料費設備費及ヒ食費ハ一切甲ノ負擔トス但シ甲ノ指定ニ依リ乘船シタル者ニシテ輸送事務ニ從事スル便乘者ノ食費ハ乙ニ於テ直接便乘者ニ對シ請求スルモノトス

第八條　傭船中ニ生シタル船體船具等ノ損害及本船カ第三者ニ加ヘタル損害ハ如何ナル理由アルモ甲ハ一切賠償ノ責ニ任セサルモノトス

第九條　乙又ハ其船長ハ甲ノ要求ニ依リ航海日誌入港屆歸港屆其ノ他ノ書類ヲ提出スルモノトス

第十條　本契約ニ違背シタルトキハ之ニ因リテ生スル總テノ損害ヲ違約者ニ於テ賠償スルモノト

ス

第十一條　甲ハ必要アルトキハ何時ニテモ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合乙ハ將來ノ利益ヲ失フヲ理由トシテ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

第十二條　傭船料ハ乙ノ請求ニ依リ二回以内ニ於テ内拂ヲ爲スコトアルヘシ但シ本船ニ不正行爲アリタルトキ又ハ甲ニ於テ調査ヲ要スル事項アルトキ甲ニ於テ適當ト認ムル時期迄支拂ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條　甲並ニ乙ハ大正十二年九月八日付大阪府知事ヨリ日本船主協會ニ交付シタル傭船ニ關スル覺書ニ基キ既ニ傭船シタル船舶ニ關シテハ本契約ノ各條項ニ抵觸セサル限リ本契約ニ依リ傭船シタルコトヲ承認ス

本契約ヲ證スル爲本書二通ヲ作リ署名捺印ノ上各自一通ヲ所持スルモノトス

大正　年　月　日

傭船主　大阪府知事

船主（拔船ノ場合）（ハ傭船主）

傭船料一覽表

船型	標準	一ケ月傭船料
重量噸	總噸數一噸（炭水込）	円
六、五〇〇噸以上	四、〇〇〇噸以上六、五〇〇噸未滿	六、〇〇〇
同	三、〇〇〇噸以上四、〇〇〇噸未滿	七、〇〇〇
同	二、〇〇〇噸以上三、〇〇〇噸未滿	八、五〇〇
同	二、〇〇〇噸未滿	一〇、五〇〇
特別船（油船）		一六、〇〇〇

（ロ）運送契約

運送契約によるものは、輸送開始當初扇海丸外三隻あり。後十一月に至り新に大藏省の依託に係る木材の大輸送あり、海福丸外一船之に從事したるが、其の契約定書は別記の如し。

貨物回漕約定書

今般貨主　トノ間ニ於テ貨物回漕ノ爲メ左ノ條項ヲ約定ス

第一條　船舶運賃及其他ノ項目ヲ約定スルコト左ノ如シ

船名	汽船	丸總噸數	登簿噸數	〔但シ船繰ノ都合ニ依リ代船ヲ用ヰルコトアルベシ〕
貨物積込地				
貨物陸揚地				
品名及積荷高				
運賃全額				
運賃割合				
運賃金支拂地及其期日				
積込地〔艀舟及本船人足負擔ノ區別〕				
陸揚地〔艀舟及本船人足負擔ノ區別〕				
碇泊期日〔投錨ヨリ抜錨マデ〕				
碇泊料一日ニ付				
本船所在地				
寄港又ハ直航				
回船ノ豫定日				
特別條項				

第二條　前條ノ通リ積荷高相定ムト雖モ荷主ノ都合ニ依リ積荷高增加シ若クハ本船々腹或ハ船脚ノ都合ニ依リ貨物ヲ積殘シタルトキハ荷主ハ前條ニ定メタル運賃ノ割合ヲ以テ現積荷高ニ對ス

ル運賃ヲ船主ニ支拂ヘフシ

第三條　第一條記載ノ積荷高ヲ積載スルモ尚ホ餘地ヲ存スル限リハ船主ハ船主ノ約定貨物積入ノ前後ヲ問ハス他ノ貨物及ヒ船客ヲ積入レ其ノ運賃ヲ收得スルコトヲ得ヘシ

但船腹ノ全部ヲ貸借シタル場合ハ此限リニアラス

第四條　此約定書ニ調印ノ後荷主ノ都合ニ依リ第一條記載ノ積荷高ヲ減少シ又ハ全ク之レヲ積入レサルトキト雖モ荷主ハ船主ニ對シ約定運賃ノ全額ヲ支拂フノ義務アルモノトス

第五條　第一條ニ定メタル碇泊期間ニ對シテハ荷主ハ船主ニ其碇泊料ヲ支拂フノ義務ナキモノトス但約定ノ積荷ヲ爲シ終リタルトキハ其碇泊期間內ト雖船主ハ直ニ本船ヲ出帆セシムルコトヲ得ヘシ

第六條　第一條ニ定メタル碇泊期間ノ外尚ホ荷主ニ於テ碇泊ヲ要スルトキハ荷主ハ第一條ニ於テ定メタル割合ヲ以テ其碇泊期間ニ應シ碇泊料ヲ船主ニ支拂フヘシ

第七條　本船カ大正　年　月　日マテニ船積港ニ着船セサル場合ニハ傭船者ハ本契約ヲ無償解除スルコトヲ得

第八條　第一條ニ定メタル碇泊期間內ニ於テ暴風雨天災其他意外ノ事變或ハ艀船及人夫ノ「ストライキ」等ノ爲メ實際荷役ヲ爲シ能ハサルトキハ之ヲ其碇泊期間內ニ算入セサルヘシ危險ノ恐

アリテ一時本船ノ碇泊所外ニ避難シタル場合モ亦同シ

第九條　暴風雨等天災ノ爲メ到底積荷ヲ爲シ終ルノ見込ナキ時ハ船主ハ貨物ノ全部若クハ一部ヲ積殘シ直ニ本船ヲ出帆セシムルコトヲ得ヘシ

第十條　前條ノ場合ニ於テ止ムヲ得ス積荷ヲ殘シ出帆シタルトキハ此ノ約定ハ一旦解除シタルモノト認ムヘシ

但シ積入レタル貨物アルトキハ第二條ノ規定ニ從フヘシ

第十一條　本船ノ船體又ハ機關ニ故障ヲ生シ航海ヲナシ能ハサルトキハ此約定ハ無償ニテ解除シタルモノト認ムヘシ

第十二條　第九條及第十條ノ場合ニ於テハ更ニ協議ノ上代船ヲ以テ約定荷物ヲ回漕スルコトヲ得ルモノトス

第十三條　本約定所ノ積荷ニ對シテハ別ニ船荷證書ヲ發行スルヲ以テ此約定書ニ定メタルモノ、外ハ總テ　船荷證書面ニ記載スル約項ニ據ルモノトス

第十四條　此契約ニ違背シタル者ハ遵約者ニ對シ其違約ノ爲メニ生スル損害額ヲ違約金トシテ辨償スルモノトス

右雙方合意ノ上結約候處確實也因テ本書二通ヲ製シ各自記名調印ノ上各壹通ヲ分有スルモノ也

大正　年　月　日

貨主

船主

立會人

切手

（ハ）　艀船及仲仕傭入契約

本船積込に使用せる艀船及仲仕傭入の契約は、左記各樣式に據れり。

傭船契約書

大阪府（以下甲ト稱ス）ト株式會社某組（以下乙ト稱ス）トノ間ニ於テ傭船契約スルコト左ノ如シ

第一條　甲ハ乙ノ所有ニ係ル左記艀船ヲ傭船スルモノトス

一、〔　〕と號一五〇石、〔　〕か號一五〇石

〔　〕け號一五〇石、〔　〕二五九號一五〇石

一、〔　〕二四〇號一五〇石、〔　〕二二八號一五〇石

〔　〕二一二號一五〇石、〔　〕二四三號一五〇石

一、〔　〕二四八號一五〇石、〔　〕二四七號一五〇石

第二條　傭船料ハ一日一艘ニ付金貳拾圓也宛トシ毎月末日乙ニ支拂フモノトス

第三條　解船受渡ハ大阪港トシ甲カ解船使用ノ地域ハ東京灣及横濱港内トス

第四條　本契約ニ因リ甲ノ負擔スヘキ費用ハ左ノ如シ

一、目的地ヘ廻航ノ費用及歸航ノ費用

一、就役地ニ於テ必要ヲ生シタル船具及消耗品ノ補給ノ費用

一、船夫ノ食料

一、就役中ニ生シタル船夫ノ醫療費

一、就役中ニ生シタル解船修繕ノ費用

第五條　甲カ本船ヲ返還セントスルトキ引渡當時ノ原狀回復スルノ修繕費用ハ甲ノ負擔トス

第六條　契約中解船ノ滅失シタルトキハ理由ノ如何ヲ問ハス甲ハ壹艘ニ付金貳千圓也ヲ賠償スルモノトス

第七條　乙ハ就役ニ必要ナル船夫ヲ壹艘ニ付一名宛ヲ供給シ其ノ賃金ヲ支拂フモノトス

第八條　傭船料計算ノ始期ハ乙ノ解船ヲ大阪港ニテ甲ニ引渡シタル時ヲ以テシ終期ハ大阪港歸着後乙ニ於テ受取リタル時ヲ以テス

右契約書貳通ヲ作製シ各其ノ壹通ヲ所持ス

大正十二年九月二十日

借受人　大阪府知事

貸渡人　株式會社　某　組

仲仕供給請負契約書

大阪府（以下甲ト稱ス）株式會社某組（以下乙ト稱ス）トノ間ニ於テ仲仕供給請負ニ關シ契約スルコト左ノ如シ

第一條　乙ハ甲カ震災地ニ於テ使役スル仲仕八拾名ヲ甲ニ供給スルモノトス

第二條　仲仕ノ賃金ハ使役ノ有無ヲ問ハス日中壹日壹人ニ付キ平均金六圓五拾錢トシ毎月末日迄ニ乙ニ支拂フモノトス尚ホ起算ノ始期ヲ大阪乘船ノ日トシ終期ヲ同歸着ノ日トス

但夜間使役午後十二時迄各日給一人分ヲ十二時ヲ過クルトキハ更ニ一人分ヲ增ス

第三條　本契約ニ依リ甲ノ負擔スヘキ費用ハ左ノ如シ

一、仲仕ノ往復費用、大阪港ヨリ乘船シ更ニ大阪港ニ送還

一、仲仕ノ食料及宿泊ニ要スル費用一切（但シ寢具ハ乙ノ負擔トス）

一、仲仕ノ醫療費用

右契約締結ノ證トシテ本證貳通ヲ作製シ各其壹通ヲ領有ス

大正十二年九月二十日

大阪府知事

株式會社某組

四、依託救援物資の輸送

當府に於て一度、救援物資の輸送を開始するや。大阪港に出入する船舶は、孰れも當府の傭船に係り。他の一般貨物輸送には、船腹殆んど絶無の狀態なるのみならず。鐵道は直接の震害を受けて、輸送不能となりたる結果。一般官公署及個人團體等より、物資を輸送せむことせば、一に當府の傭船に頼らざるべからざるを以て、本部總務係に於ては、多方面よりの委託に應じ。船腹の許す限り、之が希望に應ずることゝし。委託者より、第六號表に示すが如く、輸送品名、個數（又は噸數）送先等を詳記したる輸送照會書を提出せしめ。之に應じて、第七號表に示すが如き、輸送許可證二通を交付す。是れ府の取扱に係る物資輸送に於ける、船積命令書に相當するものにして。一通は之を出張所に届出でしめ一通は船長に示して、貨物搭載の承認を得るものとす。而して是等依託貨物は依託者自ら直接本船に積込むことゝし。尚船中の管理及目的地に於ける、陸揚に至る迄、一切委託者の自由裁量に委し、輸送部は一切之が責に任せず。故に委託者又は其の代表者は、貨物と共に便

乘して、目的地に赴くを常とせり。但代表者の便乘に關する手續に就ては、第八號表に示すが如く乘船通知書二通を、輸送部に於て作製し。一通は船主に、一通は本人に交付し、本人は之を船長に示して便乘す。又別に上陸證明書（第九號表）を交付し、震災目的地に上陸するの便に供す。斯くの如くにして、委託を受けたるもの、陸軍兵器廠を初めとして、外三十五の多きに上り。貨物噸數二千九百二十四噸に達せり。

依託救援物資輸送表

船名	出港月日	品目	數量	行先地	備考
北京丸	九月七日	食料品	一四	東京	大阪毎日新聞社
同	同	モーターボート	一	同	同
同	同	自動車	一	同	同
同	同	揮發油	五石	同	同
同	同	石油	四斗	同	同
帝海丸	九月十一日	自動車修理用部分品（莚包）	一八	芝浦	陸軍兵器廠大阪支廠
同	同	寫眞乾板（箱入）	一	同	同
同	同	食料品	六	同	同
同	同	雜品	一八	同	同
アルタイ丸	九月十三日	金庫	二個	東京	赤十字社大阪支部

船名	出港月日	品目	數量	行先地	備考
アルタイ丸	九月十三日	米	八、〇石	東京	大阪工業試驗所
同	同	精	一噸	同	同
同	同	自轉車	五	同	同
同	同	新聞紙（莚包）	二	同	同
同	同	寫眞材料（箱入）	一	同	同
同	同	シヤフト	二	同	同
同	同	印刷機調帶（莚包）	一	同	同
同	同	綿布（莚包）	一	同	農商務省食糧課大阪出張所
同	同	自轉車（箱入）	一噸	横濱	大阪駐在海軍監督官
同	同	自動車	二、〇石	同	同
同	同	揮發油	二〇	同	農商務省食糧課大阪出張所
同	同	食料品（箱入）	一〇	東京	同
同	同	雜品	四	横濱	同
鹿野丸	九月十八日	新聞用卷取紙	五〇〇噸	芝浦 横濱	同
同	同	木材	二五噸	芝浦	同
同	同	衣類食料品（箱入）	二、一九三石	東京	同
鹿山丸	九月二十五日	印刷物（箱入）	一噸	神奈川	同
平明丸	同	精	四	事務局	大阪造幣局

同	同	謄寫書類（箱入）	一	大藏省	同
同	同	食料品（箱入）	一〇	同	同
同	同	葱頭	一〇、七八四貫	東京	天津母國震災救護會
同	同	馬鈴薯	五、七七四貫	同	同
同	同	高野豆腐	二、〇〇〇、〇〇〇	同	同
同	同	菓子	九四貫	同	同
同	同	慰問品（箱入）	二	同	同
同	同	毛布（莚包）	三	同	同
同	同	古鍋（莚包）	一	同	同
同	同	アンペラ袋	二〇〇束	同	同
同	同	亞鉛鍍平板	四、五〇〇枚	同	同
同	同	兵器制式圖（箱入）	二五	芝浦	陸軍技術本部
同	同	事務用書類（箱入）	一	同	同
同	同	兵器用物品（莚包）	一	同	同
同	同	藥品（罐入）	九〇	宮內省	牧野商店
同	同	椅子（莚包）	五〇	大藏省	大阪稅務監督局
同	同	用紙類（瓶包）	五	同	同
同	同	用紙枠	五	東京	高知大林區署
同	同	別府鑛泉（箱入）	三〇	同	別府鑛泉株式會社

船名	出航月日	品目	數量	行先地	備考
平明丸	九月二十五日	セメント放射器（箱入）	一	横濱	日本放射器工業會社
同	同	同附屬品（箱入）	二	同	同
第三眞誠丸	九月二十七日	建築材料	三八、八五三噸	葉山	鈴木國松
同	同	藥品及醫療器械（箱入）	二	小田原町役場	小田原町役場
韓崎艦	九月二十九日	自轉車	三三臺	神奈川	東浦芳太郎
同	同	同修繕用品（箱入）	二	同	同
同	同	謄寫版（箱入）	四	同	同
佐賀丸	九月二十八日	辣韮漬	五	東京	朝鮮總督府
同	同	鹽鯖（莚包）	九〇	同	同
同	同	澤庵	二八八貫	同	同
同	同	馬鈴薯	四五貫	同	同
同	同	醬油	四〇、〇石	同	同
同	同	慰問品（箱入）	二、〇五八	同	同
仁昌丸	十月三日	精米	二五二	同	同
同	同	衣類（莚包）	二五枚	同	同
同	同	疊	一四〇、〇石	同	同
同	同	乾芋（箱入）	一〇〇	同	同
同	同	蒲團（莚包）	一五〇	事務局	同

船名	出航月日	品目	數量	行先地	備考
同	同	毛布（莚包）	二〇五	東京	同
同	同	洋釘	九六貫	同	同
同	同	亞鉛平板	二五、〇〇〇枚	同	同
同	同	鐵條網	七一二貫	東京小菅刑務所	同
同	同	慰問袋（箱入）	二四	東京大阪教務所	同
同	同	衣類（莚包）	八三	同	同
同	同	粉ミルク	一、三九二	宮內省	牧野商店
同	同	莫大小肌衣（箱入）	五	同	同
同	同	手提金庫（箱入）	一	神奈川	東浦芳太郎
同	同	自轉車修繕用具（箱入）	三八	同	同
同	同	事務用品、測量用品	一九	神奈川縣土木課	同
同	同	瓦斯發生機スパーナ共	二〇	横濱	同
同	同	ブランチヤードランプ附屬品共（箱入）	一〇	同	同
同	同	カーバイト（罐入）	一五	同	同
同	同	文化炭（叺入）	三〇	同	同
同	同	硝子（箱入）	四一〇枚	同	同
同	同	硝子障子	八〇〇枚	同	同
同	同	雨戸	六〇〇枚	同	同
同	同	便所板戸			

船名	出港月日	品目	數量	行先地	備考
仁昌丸	十月三日	上戸	二〇枚	横濱大林組	
同	同	銅線及蝶番（莚入）	一同	同	
同	同	表付	莚一二同	同	
同	同	亞鉛波板	三〇枚	同	
同	同	板	一、二〇〇坪	同	
同	同	北海二間垂木	一七束	同	
同	同	北海四分板	三六坪	同	
同	同	杉丸太	二〇本	同	
同	同	假病院設備材料一式	一〇三噸	同	
同	同	用紙（莚包）	三	東京高知大林區署	
同	同	風呂桶	六	横濱大林組	
長沙丸	九月二十一日	藥品（箱入）	二〇	宮内省	
同	同	其他食料品（箱入）	二六同	牧野商店	
第二小樽丸	十月十三日	木材	九、八六六石	芝浦大藏省買付品	
越後丸	十月二十日	木材	七、一八四石	同	大藏省及事務局買付品
朝香丸	十月三十一日	木	五、三〇三、三四六	同	

五、人員の輸送

陸上輸送の杜絶と、當府の傭船に因る海運の停滯と相俟つて。一般輸送に一大缺陷を生じたるは、單に物資に於ける而已ならず。乘客に於ても亦同樣にして、加之東京に於ては戒嚴令施行せられ、入京者の取締頗る嚴重なるものあり。是に於て我が輸送船に便乘を乞ふ者、陸續として、踵を接するに至れり。蓋し輸送船に便乘したる者は、輸送部より下付したる、第九號表の證明書に依り、震災地に於ける上陸極めて容易なるを以てなり。

然れども是等便乘者は、傭船の目的に反するものなるを以て。多く拒絶の方針を執り、團体として は、救護班、震災地に於て使役すべき職工人夫及避難罹災民、其の他輸送物資監督として派遣せられたる府廳員、依託救援物資管理人等、當該關係人の便乘に止めたり。此等便船及人員等は別表各艦船人員調に示すが如し。

元來輸送船は、貨物輸送を主とするものなるを以て。傭船四十餘隻の內、客船として乘客に對する設備を有するものは、僅に指を屈するに過ぎず。船內の起居極めて不便なるものあり、特に多數便乘の際に於て然りとす。平明丸に於ける赤十字社救護班輸送の如き、醫員看護婦七十名の多數に上りしが。悉く狹隘陰鬱なる鐵倉內に收容し、僅に毛布を敷き、座席に充てたるのみ。食器、洗面器其の他諸設備の缺如せるは、是亦言ふを俟たざる所、然かも何等怨嗟の聲を聞くことなかりしは、

畢竟國難救援の念に專なるの致す所にして、推奨するに餘ありと謂ふべし。

各艦船乘船人員調

艦船名	乘船人員	乘船人員 府廳員	乘船人員 聽外救護員	乘船人員 大林組其ノ他	乘船人員 罹災民
攝津丸	五	五			
尻矢丸	一	一			
由良丸	一			大林社員 一	
十三共同丸	一	一			
アルタイ丸	二三七	一五	大林社員 大工、手傳、人夫 五		
鹿野丸	一	一			
鹿山丸	一	一			
運天丸	六	六			
小樽丸	一	一			
ハバナ丸	四	一			
五洋丸	一	一			
永安丸	四	二			
平龍丸	二	一			
泰山丸	六	一	大林社員 大工三 仲仕等 一七 九四		
アンデス丸	四一四	三			

長沙丸	三〇四	一〇			
海祥丸	五五	一	横濱假病院、其ノ他 七〇	四人夫 五〇	二八四
平明丸	八九	三	一六		
第三眞盛丸	二	一			
北都丸	一五三	二	大林社員 一		一五〇
佐賀丸	七	三			
第二厚田丸	二	一			
悠紀丸	七七	三			七二
仁昌丸	三四〇	三	大林社員等 三三三		
朝香丸	一	一			
博愛丸	一	一			
小樽丸	一	一			
第二小樽丸	一	一			
豐國丸	一	一			
計	一、七一九	七二	一二五	一、〇一六	五〇六

六、輸送餘記

當府に於ける、救援物資輸送の狀況は、前數節に於いて、其の梗概を敍せる如くなるか。當時混亂雜閙の裡にありて、萬難を排し、死力を盡して、急送に努めたるものは、震災地幾百萬同胞の救援

實に一日を緩ふす可からざるものありしに因る。然るに茲に遺憾なりしは、東京及横濱に於ける、陸揚設備の不備と勞役夫の缺乏とは、此等物資の陸揚に非常なる長時日を要し。幾十隻の輸送船は、貨物搭載の儘、空しく芝浦、品川又は横濱港内に、碇泊せざる可らざるに至れり。九月十八日の報告に據れば、横濱港に於ける船舶の停滯せるもの、五十隻貨物十八萬噸に上ると。元來當府輸送船には、一名乃至數名の監督員を乘船せしめ、目的地に於て荷揚完了せば、物資輸送狀を當該吏員に交付し、受領證を徴し携帶歸廳せしむる豫定なりしも。停船如上の長時日に渉るを以て、止むを得ず。其の多くは、東京及横濱に於ける、當府臨時救援部出張所主任に送狀を依託し歸廳するに至れり。

輸送部に於ては、茲に見る所あり。關西聯合府縣の寄贈に係る、病院建築材料の陸揚に資する爲め特に仲仕、船夫九十名を「アンデス」丸に搭乘せしめ、艀十隻と共に横濱に送り。又東京横濱間に於ける、當府の救援に關する、海陸連絡の必要上、千鳥、千鶴の兩汽艇を派して、機宜の措置を採れり。特に千鳥丸の如きは、總噸數僅に百七噸の小汽艇にして、九月十一日大阪港を發し、波濤を冒し、風雨と戰ひ、同月二十日漸くにして、横濱に着せり。當時震災地の物資需給が正鵠を失せる一例として、陸軍省の依託に係る「ガソリン」其他の油類が、彼地に於ける貯藏困難の爲め。再び大阪へ還送せられしが如き。又政府米の如きは、輸送量の過剰なりし故を以て、大阪港に還送せられしものゝみを以てするも、尚十三萬俵に及べるが如き、彼地が混亂の狀以て想見すべし。

因に物資輸送監督員が乘船に際しては、別紙第八號表の乘船通知書二通を作製し。一通は監督員自ら携帶して船長に交付し、一通は輸送本部より船主に回付す。又震災地戒嚴令施行區域に於ける、上陸を容易ならしむる爲め、第九號表の上陸證明書を交付せり。

政府米輸送船表

船名	總噸數	積込數量
アンデス丸	七、七二一噸	九、八七三俵 四、七二二袋
神威		五、〇〇〇俵
千香丸	一、一五五噸	一五、〇〇〇俵
神隆丸	三、一五五噸	三三、一五四俵 二、七五九袋
鳥羽丸	六、九九五噸	六四、七六二俵 四、一九〇袋
北京丸	三、〇二二噸	三三、八四〇俵
銀山丸	一、七〇七噸	一五、〇〇〇俵
長沙丸	二、五四〇噸	二一、五九六俵 三、〇九四俵
天津丸	四、〇三噸	五六、六七〇俵
天龍丸	三、五四六噸	三八、三七〇俵
チエリボン丸	三、九九噸	四七、四五六俵
千代丸	三、一六噸	四一、三〇一俵
神壽丸	二、三五九噸	二四、一四四俵
嘉代丸		八、七二〇俵
ちた丸	三、二五九噸	三〇、二一七俵
帝海丸	一、三三九噸	一七、五二五俵
第十三共同丸	二、〇〇三噸	三五、四五八俵
鮮洋丸	一、〇八五噸	二一、二八六俵
計	四九、〇三噸	四九四、〇六二俵 一四、八二五袋

第七章　義捐金品の募集

第一節　義捐金の募集

一、義捐金の募集

九月三日午後一時府廳參事會室に、各郡市區長、大阪商業會議所會頭、住友、藤田、鴻池三男爵（各代理參會）大阪朝日、大阪毎日兩新聞社長及市内の有力なる實業家數十名の參集を求め。罹災者救援の方法に就き、協議する所あり。其の決議に基き、知事、大阪市長、大阪商業會議所會頭、府會議長、大阪市會議長を發起人として。義捐金品を募集することゝし、之が募集、收受、處理に關する順序方法を左の如く定むると共に。直に市内の有力者約二千名に、別記の依頼狀を發送し。一面には大阪朝日、大阪毎日、其の他大阪市内の日刊新聞全部に、之が募集廣告を掲載し。尚市内の交通最も頻繁なる場所五十一箇所を選定し、竪六尺五寸、幅二尺四寸の立看板を調製掲示し、大々的に義捐金品の募集に着手し。一面慰問袋の募集に力を注ぎ、中等學校、方面委員、青年團等の努力を求むると共に、九月四日左記事務分擔規程を制定し。總務係長に小河囑託、庶務係長に西尾理事官、義捐金係長に白松理事官、物品係長に内藤理事官を任命し、各係に九名乃至十二名の係員を配屬せしめ、募集に最善を竭せり。

寄附金募集、收受處理順序

一、左ノ方法ニ依リ募集スルモノトス

（イ）寄附金募集ノ趣旨ヲ新聞其ノ他ノ機關方法ニ依リ宣傳スルコト

（ロ）募集依頼書ヲ市内及府下一般ノ有力者ニ發送スルコト

（ハ）有力者ヲ訪問依頼スルコト

（ニ）申込者ノ氏名金額ヲ新聞又ハ府公報ヲ以テ發表スルコト

一、左ノ方法ニ依リ取扱フモノトス

（イ）大阪府廳社會課及大阪商業會議所ニ於テ寄附申込ヲ受クルコト

（ロ）寄附申込ト同時ニ現金ヲ即納セシムルコト

（ハ）現金收受ノ上ハ所定ノ領收證ヲ發行スルコト

但府公報ノ廣告ヲ以テ便宜之ニ換フルコトアルベシ

一、寄附金處理方法ハ發起人ニ一任ノコト

一、募集期限ハ第一回ヲ九月三十日第二回ヲ十月三十日迄トス

寄附金品募集事務分擔規程

一、社會課内ニ寄附金品募集ニ關シ、左ノ係ヲ置ク